田次

廿壱号

15
1543
1

門 5
號 1543
卷 1

國會圖書館藏書

陸軍文庫

帝國圖書館藏書

男真樹倅資規校

閑田次筆巻之一

紀實

○寛政年間和泉國貝塚の人岩橋善兵衛新ら
望遠鏡を製そその形八稜(カドノツヽクリ)圓周圍大抵八九寸長
いこれに十倍ほど政府の日天鏡に齎(ヒトシ)制のもの
藏(オサ)めらるゝとぞ其他ふきくさくさ善兵衛が
製そる所そのことぞ文幸丈七月廿日は橋南谿
の宅ふくはぼりてこゝにこれをもて諸曜(ヨウ)を窺(ウカヾ)ふに
純〃肉眼の視(ミル)そおさるゝ所をもてかの人(ヒト)
のいふ所ふ符(カナ)るより先日天を觀ふに四重(ヘ)重(ヂウ)

望遠鏡ノ
水晶ノ徳ノ
凡智巧モ可恐
日月星ノ形

閑田廬蔦蹊著

のごとく氣ある旡に祷る日面黒班五つありて大
小等しく次第善き清つ
に亘る冬春の間い黒班多くして又赤い班別の
ごとく梵字のごとくそもそも甚だ純黒みてそ何物
とつくりを三次うつ日の氣朔い右ふ旋り夕
旡に祷る卵圓の二時山の頂ありこれを觀まい
日稀薄即ちごとく日逕の氣像大据處のごとくて市
中の隙あるごとくそもそもとえ次月弧觀ふを色新に
発を出る狠のごとく甚麤る所泡沫のごとくありの
ごとく大小一定なく次数十相等る肉眼ふる所月中星
暗の昕後をもてもする像しく暗し甚象雪
落の流に似ごとくありて三つありて篠豆の大サ

ありて二つあり祷ごとく鮮明うて光芒四方に出つ
甚だ狠泡沫のごとくありの如く次第に小星
麤ごとく似ありて善き測つ子時より篤く星在西則
東逕徹く麤子時より後星東よりおれい西逕徹麤と
南経譜日光の向背理ありこれ衆星の傍四
小星あり甚二右にありて逕ごとくありの逕着徹
あり甚一在旡おやりふ逕しく矣へごとく甚だ
ごとくありふまたりてくる善き測言前ふん
ふ所四小星の前在背同し但本月十八日の夜よ
り四小星旡を書てくる所のごとくふこと

右一つた二つ上一つ皆明らかにして多くやそし
蓋本星たにうつりく処ろ或は演星と称る甚だ象長く
来粒のごとし蓋本星のごとく多耳ありて相附くそ
相附所衝界限あることろ尾宿の才三星光芒上
にむくものごと称ること貫五星相続てありそ三つ
かふたり甚だ三つ上よりおりく所謂光芒なるものふし
尾宿たり物のごとれ白気をひくふし
亀こふり奎宿の白気を観ることろ賓小星二十三相
北斗の魁陽星をふる輔星のかく一星ありそ本
星もまた二星相依るもの相接の近き魁陽星為
最先宿との二星相依るものを観る鏡を用ふる
ものごと明らかにして他肉眼を
まてもふれぬ星あり鏡を用ふる処を説ふ
しく数ふるに遑なることそ又此月七日の夜
十月蕃を待再びきくりも蔵たり
大ようそ星をところも赤明なるものを称くて観
もむ案星なきふ星を面に三等ありて三つ引
の紋乃ごとし演星をふる一つの梅ありて本星
を斜に纏くりそ梅たのうたのごとく
右のうたい本星乃下に入るそ梅本星のごとく出
ふ少ふそ長く来粒ふくそ後又明年

銀河ノ形ヽ

夜の雲のごとくにて、斜(カケ)て十二宮の内をうごく。泥汗(ドロアセ)の中の最多(モットモ)なるものは、小星数十万の集(アツマリ)雲(クモノゴトクナル)にて、大望遠鏡(モルガ)を以て窺(ノゾ)く時は、白戸(ハクコ)氣(キ)をうごかす小星甚(ハナハダ)八張(ハリ)うるごとし。又小紀(キリ)なりとも、橋南(ハシノミナミ)銀漢(ギンカン)又小紀なりとも、ちらく小星拳(アツ)まり天蓋のごとく露(アラハ)るゝも奇つぐれい一言をつくすべからず。也(ヤ)彼岩橋善兵衛が奇工文七なるもの、自鳴鐘に奇工を盡し、寄製(キセイ)の品をたくみ、又人の才い他より計(ハカ)るべからざるものなり。

觀日月星圖

日眞象

月眞象

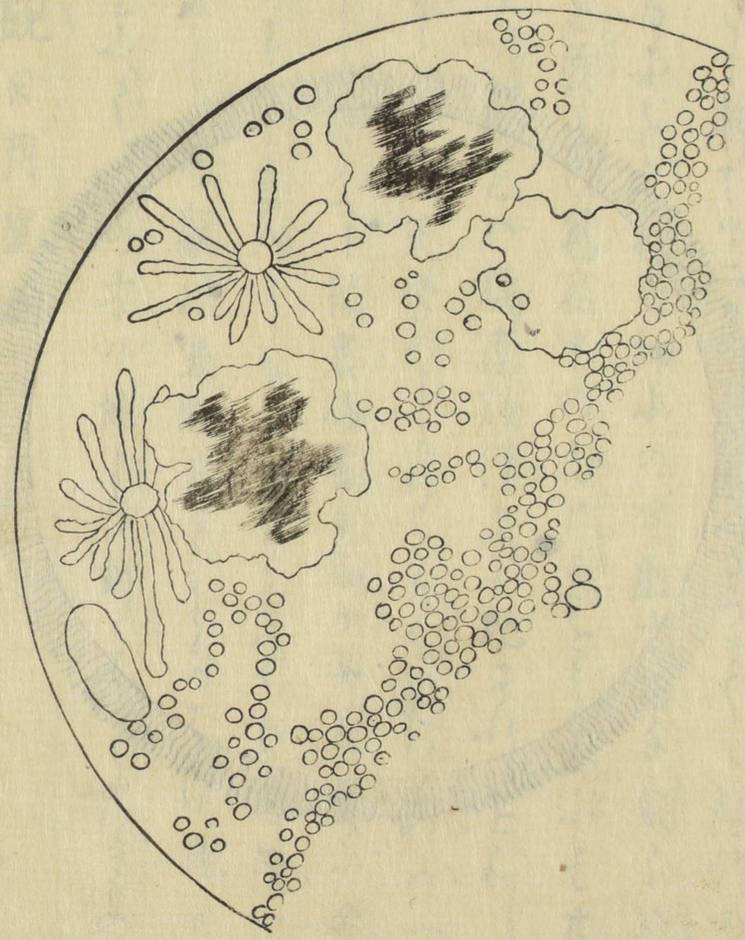

歲星眞圖

木星也

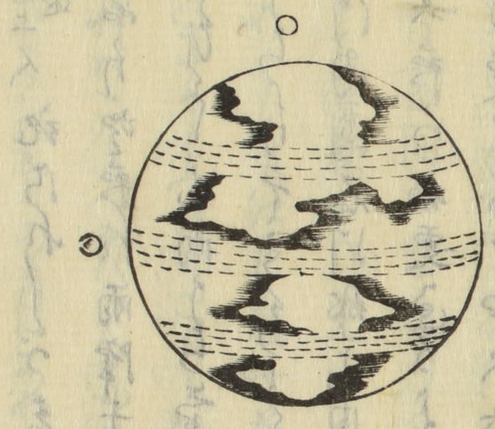

鎭星眞圖

土星也

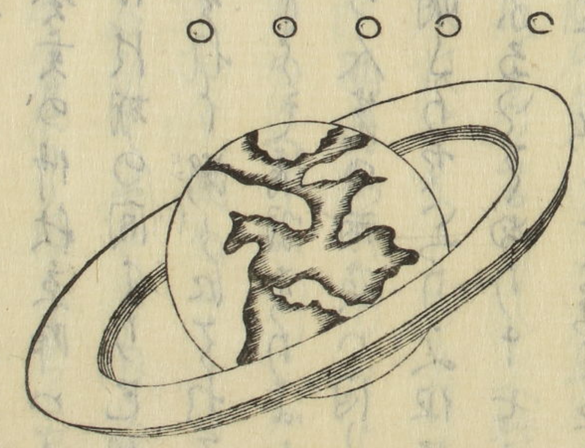

依所曇晴異なれ共同じ名月ヲ乗ト歎クトノ差ナルベシ

○大典長老對馬國にあられし時仲秋の月墨晴
大加上人著述　紀行れしづつきを語られしことを菅原詩話に
京と異なりし有をいひ去年癸亥の仲秋京師にて十四
夜晴り望まれ雨降十六日は朔の雨より巳刻ゟ
みぞれ小雨うち雪紀行れ漸くにして霽
忽ちうち曇なもなく清明なりよ旅
に河内國石川郡山田村の人先の雨夜の雨しく
十六夜い初更ゟより晴ゟれこりよ但馬警
岡の便ゟ六ふるいくゟり十七夜始
ゟ雨ゟれゟ三ゟまて霽て五ゟち
の月夜ゟ仏渚の白をとゟゟりゟれ對馬
い地方遠ふ隔て那辺ゟ清ゟれ異なゟなし

ゟ雨ゟつくゟゟを何問いゟ仏にちく但馬こ
ゟも雨ゟていくゟれ同もちゟにせ
かくゟり雲氣のゟ有ゟゟのゟゟ無いゟぎ
ゟゟ日晝間いゟり有ゟ書ゟゟ仲秋
ゟ薄暮ゟり霽ゟゟ晴ゟゟゟゟゟゟゟ
ゟゟゟゟゟゟゟ

る簡数十通（俗牘也）みりしろき話ども多ふ甚中に
葉乃やうの秋れる筒に「中秋なるものども年来
常に某の一二葉を録い定りるもなくて
当年に限りるく秋常ふ来りく人も遠訪を接き
がくあるに此は白石翁を部（ヲ）出（イデ）来りく人當
年まるに三十年一夕も欠ぞくを校らべしる云
酒後い私顔もなりりる情字の韻一句を千里部
外中秋邑三十年来放蕩情字十四字書ちるく
はうりい当秋の晴且五年にこれるよとゆる
右のごくもひきるとをい八月廿日の書みそそ
後派岩よりの返報ありしなるべく十一月廿いるの
再答に「中秋夜共地陰晦なるしも作右くく

詩歌共ニ情尽キ（ルニ強テ搆ヘ出サントスルハヨキ事ニ不出而モ尤シキ）

説よ中秋い等里一晩百里一陰よりるたりふ
（カカヘ）稽の海よるくく
住他もなくゆる不
聯のまくうるおくれ
いんとそこれも一無に
を重陽の例るへ
右の書簡を集めう
津のくよ信めて
同し数なれいをう
聯に情尽くく止めて
而白きるよくく
てう思へ出をたる

即吟雑連

詩人歌人ハカナラリ勝地ノ美景・或ハ感アルコトシ意ミシメラケバ題ニ係ミ名時ヨキ連詠シ出ストス

歌

依二夕月象一晴雨ヲ占フ

○夕月乃形ふもて晴雨をしるしはものにくの心ろ
ろそて大やうたがつどころを諺人はそれみもて
夕月の象の宮まわるものるりとおらげりーげ先た
中ころ神の能解隨筆をとろふ所如懸(カケヨ)守(ル)而
多(シ)風月(ヲ)仰(カニ)兎(ノ)不(ル)求(ト)自(ラ)下(ル)とつ古語をもてり越王
ば夕月のつわな同一(イツ)訓論(ロン)ふり後猶なり
○夜雨暗をふることをおろいにもむ人ふり中古物
いまれ多うかし代ふもこれ祝いをうかしう業花
物語ふ東二條華家ふそ一條天皇の東宮ふそ
うつきて園融帝の内勅(ミコトノリ)て初ふどせそ
女御殿にものらびめさせ給(タマフ)ふとみたんとそふ
ふりそそこふ今昔覧ごて所(ソコ)くふおもんこのり乃

使ごもたちたちどべくふり
○今の暗乃ふ依に雨閑なご記ることを中昔と
いなうつ依い夜字以外の暗ふれ支干は並の
ふれちそしゆふ今の中昔にふりーあり
やう若よそたに老人乃話をふし
○百人一緑とつ書ふ月ハ東方卯の影うつりはれ
西方酉の影うつる兎と鳥を画くといてり
龍竹庵代筆記ふ毛をみて金烏玉兎のふけ物
白なりなだうさふたをれもこれをいふ人なろ
ふーうも百人一緑いふ書ふも其他者も時
代もしれず
○ふし壬戌のふし七月廿日上京今出川亜に一道

俗ニ天狗風
羊角風ノ
カマイタチト云風

乃暴風屋を壊り天井を捲
或は数十丈の屋根をも
幅一間ほどの
みち障をし
て止まりそ蛇の
も降らぶれ羊角風とめくまのごとくして一
ば物くるまでも一間連と号くとぞ又別
一種の風ありて俗にいふつむじ
高くねじ如く
ぐ疾くして
まるでなるべし
ぬ子の
か蜂ぶんの
ぬ

古暦ノ徳

なくうち倒さぬ
西氣に復して
ぐ疾ければ
ここある人の話なりて悩
ーらば忽ち
よりもうねて
総甲斐の
のれが
風神太刀を
へ給ふ
徳ある

流行疫ハ魔魅ノワザナル

○辛酉のとし極月より壬戌の正月みなみな長崎ふ疫邪流行てそのつぎつぎ人間をふせる事あり一周まわる間旅行をするも病ざるはなくてこれこそわれ阿蘭陀人よりも傳へしともふ去年(コヤウリウ)痘流せしより生ずともふ往年(ヒヤウリウ)遷遷(ヒヤウリウ)人疫まわりしより風邪流行せしときこゑ来るん此邪氣長崎より九州を経てはじめふ京へ二月のはじめより京へ一遍まわりてまたみやこ同一遍まわりて毎家毎人病めるなりこれ毎日ごろにみえ渡りてもみえ渡りて風邪ふわざわれども一種の疫氣(エキキ)ならんと吳文叔(ゴブンカ)ふ温疫論ふもこれ合せ三療治も亦(ヤハリ)乱(ミダ)徴疫をもて薬(クスリ)とす

えてとかくふ色にてまやきれ邪を病ずものいはず秋のうちふもありといへどもそれいかなる腸胃の差(サハ)るなるべし朝(アサナ)ゆふ人もなくもうどうたるのうちふ若きこのもを一そこつけて家の内ふまでもおかず病をふせしふ旨みがたくこれいと二三箇もみえうせしさ猶慶尾張の国ふもこれありこれこそ平(ヒラ)家ちやうきこころありて平家ふ病ざるもの平(ヒラ)ざりしばんもつばいうばんも蛮人なども伝へしものなるべし秋の中より探(サグ)りそしも奇なりとて論じぬるもあるべしこれ

○壬戌の春尾山の花

考阿云尹カ岡庭ニ連翹ノ木数株アリ文久二戌年二月ノ比花ヤヽ咲出セシニ見ナレヌ鳥十羽バカリ群来テ此花ヲツイバム依テシバく追ヘドモ又来テツイバム大方ニ花ヲナクシタリ今此翁カ説ヲ見テ鶫ナルコヲ知リ其形ブン鳥ト云鳥ニ似テウックシク愛テシキ小鳥ナリ

うそうてふもれ花の会（つど）ふころほどもつづきみて
損（そこ）ねたりときゝしに吉祥も同じかりしとぞ
○前編に岡名墨（こと）所のうそ鳥とて又歌あり
をのこ子の花の枝にうそぶくも春のしるしの鳥にぞありける
○室の八嶋ノ烟

室（むろ）ノ八嶋ノ烟

其國の風土記に郡家正南二十三里といふ所を引る意の杜意乃漢い同所にて伊勢と室（むろ）い紀國室浦い栲縻室（ムロフ）生の大和室（ムロ）山い伊勢にて一志（イチシ）のうつほ山午令（ムロツミ）室（ムロ）祢（ね）山い備後にて鞆の浦乃頼朝卿の奇（く）し筑前室（ムロツミ）積（つみ）い周防後室（ムロツミ）積（つみ）の奇（く）し筑前竈（かまど）山をよく合（あは）されど角（すみ）の順（したが）ひて一竈（ひとかまど）をもてあれど疑（うたがひ）なく室上人乃遊女をもて室（むろ）戸（と）の土佐しは杜の室戸（むろと）ときゝぐいふ弘法大師の奇（く）しあれば室上人のよふ混（こん）ぜるくもあるべくもあれどもさきて記（しる）せる又同国に室津といふ所も在（あり）て別（わか）ち記（しる）せるにもこれも別（わか）ちがたきの事ふきこゝも出（いで）ぬ

其所を見原箱の日光の記乃附録る人金時とい
より一里半ゝ遥社村あり林のうち遥社
羽林のやゝありを小野國の遥社をり其前る室
の八遍ありを小高のごくるりの八うりありを共遍り
いひきく池のごとく今の水なし鳴の大きにいうも方
二間半を鳴ふ杉おしをりを鳴の遍りの池よ
里水氣烟ごとくをのぼるを覚しをうと其村の人
おまりに同まうふ今の水るよりを焼もまうばとい
をと記さこと一つ説をおより
これ一所 おしてを鳴ふ形八村俗る都賀郡
うて鯉が鳴高鳴莽当大川名平鳴曲の鳴沖ろ当
仲の当かしとをいづれうを見をうことをてしどん

きくまうに記をぼうゝ水氣名又里の
鳴をしゝ沢室とのいは名一所をうび遥社村のを名
名都賀郡の所くなるうび那国うゝ室とい
遥名ありしうも弁へべうび室とい名も焼みうしあり
○学うまうふ苗民稱号などは大うゝ里の
地名もり和田の親族に朝比奈の三郎とい人
うく共名をおりこは和名お安房國の那名に
朝夷とまうあうふるうをこ弘領をおり
うも

○前編ゝ三河國八橋の所ふおうびと大竹大路
とこうる人の説を挙しかこ三河人芭田氏うけうび順路
にうりてまうくゝ今ゝ舊跡をり板大井氏いう年な

まーもぐも其説特ぐたこそぐも多ーせこてり

○二村山契沖阿の勝地吐懐篇に曰和名抄云尾
張國山田郡両村（本多良）にあふよれぐこにうれあり
ふる今仰ー詞華集うたうたに三河とあり以上
秋さうふ詞華集（ヨビ）觸元の奇乃言書に武蔵の
國よりこ行のふこもふ乃至ふ
乃てこふるこふもふふのみきれそれこもふ
のふと引くんとふ倒の都人の國をおもまふ
るふふべくれを和名抄乃題をふ俗人ふぐとおもる
に云年石の号田郡きふうこ行の國蒸行の東よ
一つぐー此事をたづのにふこ行國蒸行の東よ
山中貴乃君ふいふ浄宗の号乃山を二もふとふこれ

非ふり二村山は尾張よ此そうれ所謂（イハユル）山田郡乃
い絶ふ愛知（アヂカ）春日二郡か分隷（ワカレツク）あれい両村（フタムラ）も今へべふ
ぐふふれど張州府志とこふ書國君れ今ふよ
ふふ編集ー中の説（此書写本ふて往ぐべー鳴海
より二里余ふ行（ユク）ぐれ俗道よりわれ左に入ふ（ヒダリ）（クダリ）掛
とこふ邑即二村のふ大ふる里ふり此里の
西の時二ふふ山ふふ東は尾張三行のふれにふ
とふりのわべ古くも語て三行ふもふへり時ふ
五像の石佛ありふて猪ふ半身に大同武
年の銘ふ色これもふの宮道の傍（ホトリ）ふべしもうい
鳴海ふ池鯉鮒ふり入海ひふり堺行へ汐れ
ぼりふ通ふぐうねが東れ山へふる堺駒場を往

歌

富士ガコナタヨリ望ミシ優トハ幸ノ登山スルハ益ナリトテ

て八橋の里へ出ケるに此あたりは入海にて舟にあらざれば渡りがたし舟人を頼み順路を問ふに今日入海は引潮にて遠浅なれば舟も漕ぎ難し陸道も悪しかりと教ゆるまゝに陸道を行ケば入海の末を横切て行ケり此辺は海辺にて松原つゞきなり

ふうつるこゝろをしらでおりたちて袖のみぬれぬ人をこそ思へ

明ぬまは袖ぬれしくもあり此遠く海をわたる景色いとおもしろし

色香さへうつりにけりたが袖の涙の色に染めてしより

○名山の大なるを探ることなかれ大丈夫の志ざす所にあらざればなり

みてこゝろ忽ちうばはれぬ不二峯なだらかに裾引ける

仕儒士のねむりもさめぬ朝ぼらけ

てそおりうれしき

不二山称美ノ事

ゝろよりなほ上もなき山なれば雲も及ばぬ峯ぞ貴き

て名高き富士の山ぶみを繙き見るに

のかふかうの何乃益をとりいれ優美をぬも平人の

情し女めりた情ぞくなど読ゝるもやゝ一概の事し都良香の富士の記も登仙せるふいわゝ浪亭を

ゝ耳をそらしもぐ成ゞし社儀

玉山登山して遠近の峯を連ねられしうえ

悪ゝもの又百丹海雨ゞ角覚ゝ論ゞるも益あ

もぐゝる屋ゝ共視ゝ

製四州ゝ亘ゝる宋景濂ゝ日東曲の第三首此

歌を賦して憤根直歴三州風ゝ記りしい味盡又

中叔舟ゞ海東諸国記に日本富士山高サ四十里四

時有雪ところ〻〻四十里ところ〻〻十餘里
を行ては甲州吉田にいたり直に絳頂に登ること
二百五十七町十二間ところ〻〻又明の謝肇淛曰奠高
嶽眉奠秀於天都奠險於太華奠大於終南奠寺於
金山奠巧於武夷甚它屬行而已。吾不二峯一一ところ〻〻て
其半をうるのみ於其奠麗るを面向不特の氣
狀世ふ奠ひをところ〻〻文人雅士一度此ところ〻〻
ところ〻〻ていたることのところ〻〻べし 中畧 麓より 樹
木き許を離ること一合二勺ところ〻〻て 凡そ
當るべき次第なり一合の脚麓へなぶれて雷鳴ところ〻〻か
に響き岸音も如きわれど中天は月光玲瓏ところ〻〻て
一疋の雲ところ〻〻碧瑠璃のごとく時維七月望の夜な

不二峯 登路

富士名山ノ一

りけり彼唐帝の月宮に遊びたまふものゝ如き
光ありて空中に曜きところ〻〻手にとるべきふぜひも凡そよ
里ところ〻〻里數をとること五合より以上なり石室を
設けて飲食を營き氷を歷て湯をわかしむ
八合の室中に轉轢して且飲且臥に勝ずて寒
を拒き雪をはらふふつゝ眠をむさぼる時を
移すふ室ところ〻〻ありて早くも明いうしれよ
ところ〻〻ぞところ〻〻又賢ふにも如ず此ところ〻〻を去
ぢ道名く若一歩をあやまち溪を盤に墮ところ〻〻べ
ぐ〻ず〻べし遂に絶頂を極ところ〻〻て傘松周きし
形ところ〻〻向の頂を覆ふごとく此の岩角をも
擁ところ〻〻に侍ごとく休ふ意をなしところ〻〻ものも

富士峯ノ来迎
仏ト云

ども呼吸喘ぐごとく胸とひそと合ううやうう
いうる剛雲達ぶのものも一息ふ三歩を進むことあると
そぼ冥もこと胸寒として早く急角して半腸を九合
とつうつうる元達をうもべ
や等でふうやと東方をちめび初に一帯乃
白雲空中たりつうとれで忽雲動て春ざごく
朱肯紅堂の彩雲靉靆を其麗しきこと比そべきもれ
そ一其うる所眼を八ふにかしる其時拿牛の薄
墨をうて月稍を深とふ仏るもの渺々に進を
昇る中ふ朦朧と人のの影のごとれるも是を来
迎と稱そちて此圓鏡のごとが北第にち昇を
ふ離るとうわで忽無そて吹消そごく地下より
車輪のごとれ紅日ち昇るこやて天を射うふひそし
く速うう一世界こふ初らう眩うて一及半登
るば光輝宇宙ふきる人の眼を射く再びもれ
うごしち此来迎と以まやれり異因あり
或は前後雨を常と又日の最短期望若し雲晴ふる
うでけると雲深ふ傑出る慈嶺なれを登山の者
ふよ辞て精神恍惚うう真ふ視るうかうれ
ば種々の異説もみ行る小説に富士山上
せるもの来迎をなもと忘説をり是日の暈乃
中ふ此方の影うつてそんぴうし後て此方の人亜尺
ばその佛も同じく跋頭そこれをもく證うべうう
こわい理學類篇ふこる人城眉山ふ至る五更の初ふ

○明治三十八年ノ新
十月一日ヨリ十二月
甚ノ迄ニ筆ヲ
新ニ十二日
筑前國宮田家ニ泊ス 廣島ヨリ三里八町ニ在リ
路中ヨリ
雲ノ中ヨリ富士ノ頂ヲ見ル
警固屋ヨリ船ニテ
ノ女ニテ候ヘバ
夫婦ニテ觀ル可
ニ當リ候ヘバ
ヲ得ズ中途
ヨリ下山スト云
右一切事ノ記
ヲタル高嶺ノ雪
ニ小井活版ニテアリ

滝の類ひるん富士の日出をうつす服下の海中に
もさ更ゝ山氣の遮映るものなり元日月の照すふ
ものあれバ甚氣背方にもうつるべき理ありうつる人のうごけバ亦東にうつるべき理ハ決して
なるべし異邦にも
の陽ある也人新もうつるべし富嶽にうるおてた大
に異ならず雜ふべし世乃人の彌陀の来迎とたうと
もを儒をもて懲ふべき佛とこゝだ理非を抑ふぞ
まるも都てあるを説をもこれもて
一概ニ逆ふらんとまた
ありまさ佛者黄冠の
の類ひ信不信みうち来迎をな
ふこゝろもあるべし氣虚弱の人の
もとの異なるやうふ
ふよ醉ひ忙然ふ
ふ如まを考へざるもあるべし

以上元文年中寛文延宝之
ゆゑよりて要をとりてそのあらましを
著せる日出の景大略小異是亦に所謂時みちて
たゞし日六成六合をいつゝ以上不毛之地而嘲。因小縣度。
是時衆星皆没。東顧蒼茫同有物。若大炬火。そを有り
光。動搖不定。尚也石室人則曰。是啓明也。此星上丈一
餘。東海始見朱碧相混青黄逓排紅光一帯艷艶。余
謂靈曜將躍踞石注視久之。既而諸彩皆滅。枝桑无
景。衆疑焉須臾。山趾深黒中忽見赤色石空人指曰
是日出也。其初升如車蓋稍変為帝者金冠玉衣而
立之状。使人不覚興敬。故然端厳也。須更屢変為鏡一
容為重輪。為鎔銀。旋轉不已。欲合欲離。暈凝胭脂色。
俄而光芒乱躍。金線百遍。一輪吐千輪。後輪屬前輪

不二頂上ノ日出ミハ
日天子ノ尊影
見ユル

日華輪ノ一

輪々相及飛到我前。為珠璣。為瑠璃。雑而下者不知
其數。以手欲掬。紛々墮地。豈所謂日華者邪。未知泰
山日觀之奇。与此果如何也。下界日出の趣彼是を
おもひくらべ

耳塚ノ一

○讃岐由佐邑の人菊池武矩ほくしの記行に紙上
國濱男といふ所の辺きたる耳塚あり神功皇后三韓
を討たまひし時其國人の馘を埋つるなりと
そ。是本朝馘塚のそもじめり。此後源義家朝臣奥
州の戦に打勝て内国に馘塚と築よ耳納寺を建
らる。是第二度し豊臣公京大佛ふ耳塚と築うれ
る。是第三度し耳塚い古民傳所謂京觀なりと云
○同し記に香椎えい九亮物にえ。承保四年香椎

宮田務公卿宣云仲哀社或稱神功皇后廟或稱仲哀
天皇廟資綱云仲哀天皇也武矩云日本紀第八日
仲哀天皇以八年正月到灘縣因居穡日宮云云九
年春二月丁未崩云云社頭御榊をうゑて社の
木なりとのあらまれば資綱の説に從ふべき乎后貝原先
生の神功皇后と定るは別に據あるか但し陵と廟
と訴異なる例あればこれも定がたくなんとぞ
○江戸乃人去ぬる
廿七日の夜雪降出ぬ雪降ぬる迄の記即雪ふりし道の記
なり
○こしたことうは
こしたことうはこしたことうはこしたことうはこ

ちくに辰巳は北風よりも雪白くふり
しきてそのうへ雪吹くよ 諺云ふぶきのうへ
異頭よいづき川をゆくごとくなる中に路
はやる道一面とこそいふくはもちて
ふりくる雪を吹すさぶふぶきのうへ
中くうよりに降をうけてはかへりみる
雨風おびたゞしくふるをんなこそ
そゝくをそゝる中をこゝろ参をこゝろ
うをふ所にはのぼる列ぐらう 納ふくへぐるまう
を編引重しつゝこもそりかぶせ
編つゝ結ひはをしれいにもぐふたつ
日ぐれ 雪吹 雪吹人

あをにこかりたれはこも里も雪白くふり
あををこめてをさんと定めつゝれど風のまにまらて消そ
さをぶつらん 八足ノイ 人ぐらべより高き風にさそひほこり雪
つゝふく所つそ吹ふりつ十町余りもまつくらんと
もつはこまのゝ庭雪かちくられてしめづし
くいのうつてみそ吹ふしおもくのりうみをちげ
通行らんこゝはをんなぐるまうたらほそこわくぐつ
ちうごをつゝもむぎに雪うつゝてこやをゝびた
つれなんそふうとをゝべなたうちわてあめくゝき
そ浪るし 滑 ナメノ 津のうち中にうつゝたまゝ
は雪とふはゞして馬もかるひわう
ぎとこばそりをうるも 俗云 沽券ノイ ことばうれつゝて

にいたりて韓昌黎(カンシャウレイ)の遺愛寺(ヰアンジ)の詩を誦(ショウ)し
まだしうる藍關(ランクヮン)の道もまだ雪ふかしと
ふりかへりみて雪ふかうもの
[illegible]でありけり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

レヨイ
背負荷の体

ナヘ
ハシゴ
梯子圖

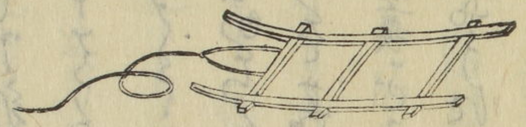

カゴ
カロ籠橇圖

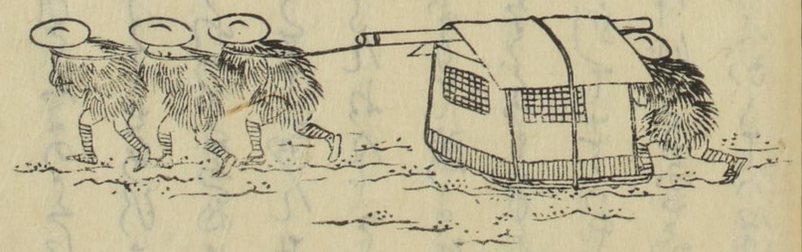

此荘根坂はいそげども
んとうつゝなきものゆゑ
きかりはまもてか
諸つりうる跡
ゆとこやうゝ
ゐうくなりぬ
きの食こおわそ
うわさゝうる
うわる屍
なこうふおに
こゆくこふ
そこなうふ

ゝとゝみくれしそ
此てきこのゝ
をたてうふ
つゝわでいう
摩てくりう
さゝうお時
排ひそゆりど
きふた爪
みのき
ゝわでの
ゐきこ
ゐゝ

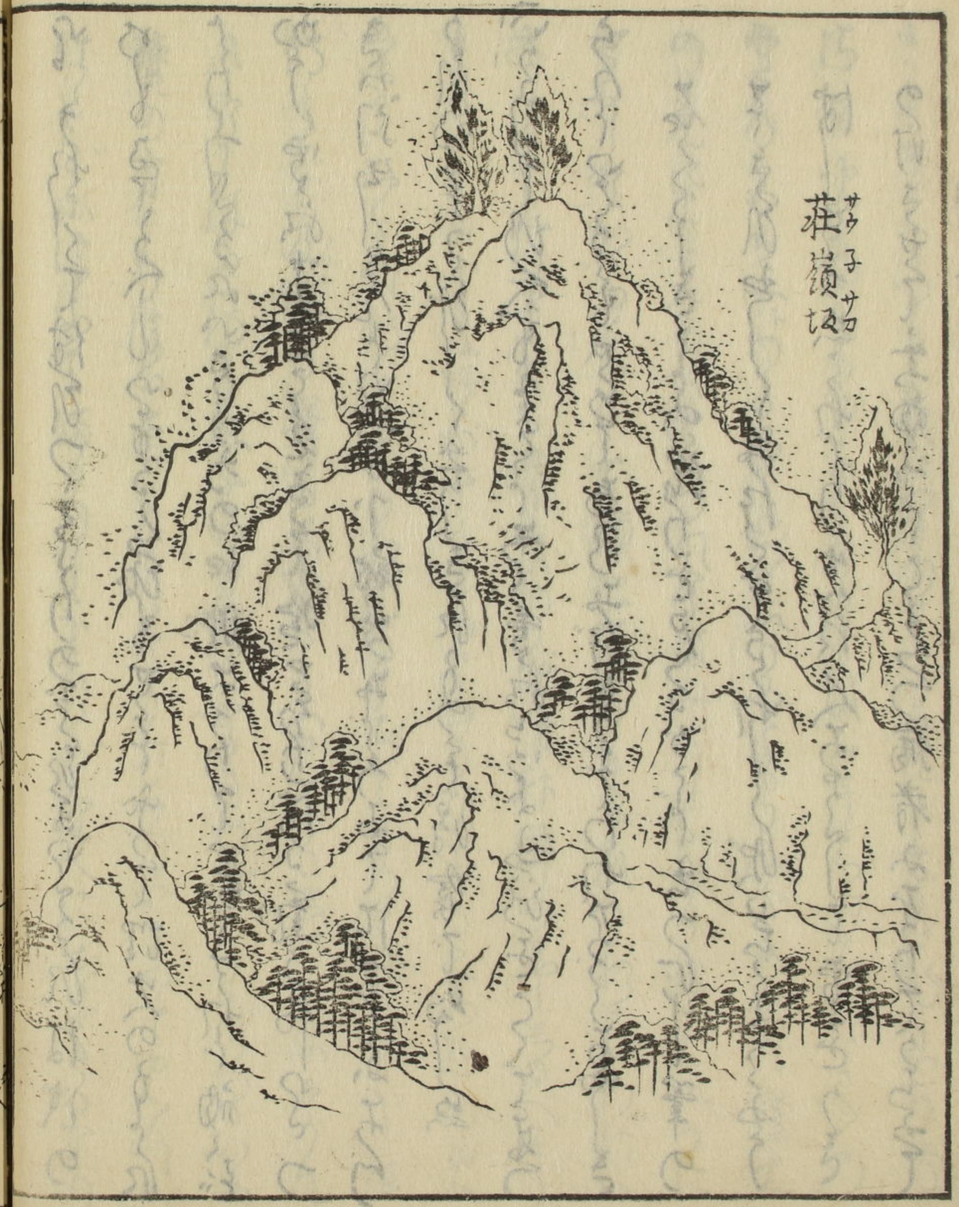
荘嶺坂
サウ子サカ

院内驛
インナイ

ゐんとうふりぬぐ〳〵彼自筆にて何所にか
てあるうち面白よき事も多うれどみな〳〵長〳〵しくゝん
ゆる春雪の荘家(サウヤ)收次に院内み及ぶ事をさゝ次
秋田にもりての奇話まことその委〳〵への初を記
〇こゝぞさうら七里 夏み八郎源朝臣の住給ひし所也
湖のりそいにちふぐ〳〵氷ありて人も馬もそこを
ゐてこの湊人(スナドリビト)氷のうへにやすを焼さは沈あれいそ所氷
めりて俗よく完そうる其穴に網をおろして奥を
そうることとて氷のうへよりこゝ尺四さうだうもた
てなどはめゆりてうれど通乃有ともそのく
うさうでうみかうりてもぐ〳〵もぐ〳〵の
てくこふうとうとを通みをう

雨間楼ぞうる八郎源朝臣の住給ひし所の
とく成ぐ〳〵芸藩前乃うち有ける事ども多
たゝ〳〵しるを此八郎源朝臣又海かの川も氷のことを
うふことかきう人称し昔も有い湖夫の語てあ
ぞうでうよう人なども及ばれぬるゆゑ海べ
村民称等の語つれも此記み同し
正月七日の内うえの林参るとき町ごとにわういこ人
はくにうでたて〳〵町づくり初うし童のそし
八九十あもちを汚りてそうびのし錦後なの頭
中衣も同〳〵にうるて赤ふ袴をうをみ杖ほきてそ
ふのごとくへそうつくふうとうとうとう
其りけこまおう機(ハタ)をどの

のぼりはうちくの家なでどの近辺まで酒肴まう
け新しき仮りはぶそれてもてぶよりてくるとぞまる
うねくそして十四日の雪と集めて寛を送り門松をは
んて焼あげるの火と後やよのあた抜一ぱりて町のおどと
ふらひろきくの家うも投入てとぶふなりてさるぶ記
の一る傳を年なよたたーあげてうちうひもちぶみい夜
乃ほうひそしさぶたまるくやうっうりてぶぶー町
ふたちをたよはげけるわがまうちほて十四日のうち
い立てもあさくのりちひうひ雪の寛は町ぶふぬ一ところ
ちり家ちり高うちと冊そはろ四日いうまく
ちりかまくいて一操会をるふよてうるも人共四ふ入私
本をとて角ふはくうちをぶのふんーやるしひうとひふの

ぶぶりてお年きうたなよてはよめてあぶるの庄
そうそうたんかなるはうるぬこともそう
夜つよ四ちわるはよりてか面をろれば雪一さう年
はちりぬちぶの妻けさいうと寒きに雪降てうぐて
まちせんよそ雪をまろめてもの子ぶと三ひからこめ
蔵の物を会てー物神に乗をわふ雪をまろぐーうけ
そわいはまれてもひのぶとくなりぬやってたぎう湯
のやに入れぶんそのひるをけふ墜入てるむ着
ふくーつとぶうゆもの中ちけちぶめくして
会ぶわいお年まちて去を進ーたらうぶまくそ（汁原ぬ
き細製なれいる器く旅ぶもあくの図よもあくちのくハ旅ー
なれいちふ器く旅ぶもあくの図よもあくちのくハ旅ー
たうぶ書ろ一原いいとやーくそうてまき
写ぶうぶふ旅ろ地ぶとぶ松ちぶとぶ松ちぶとぶ

雪入竈

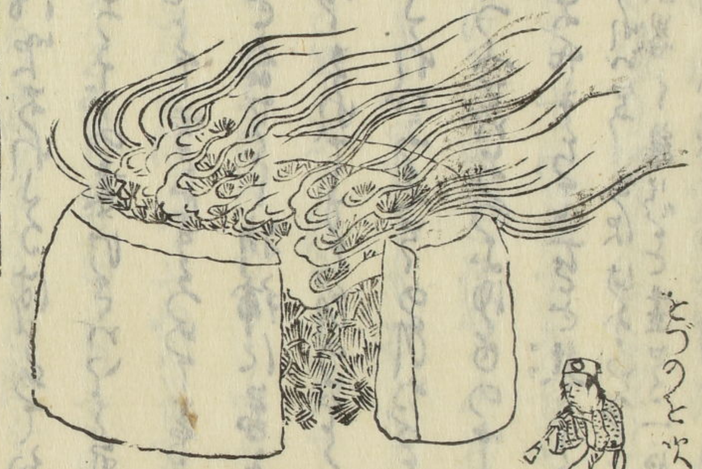

鎌倉大明神

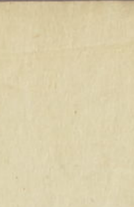

とうつと火

俵の火

古をいもとしつつ古の内あるじもそこをいとおもひきこえりしかどもいまはたゞ
おもいでさもありなんとうちうなづきあへりしを其ころ今もまだ
ふるき人の物語なれどもこれかれをいうにも年ごろ聞る八橋の説ぬど記る者
○西宮より灘路乃よし、道の義(ワバ)乃事あり、是非を考得る人をやあらんこそ

ちぐさにさくはぐゝ燈火のともしろ
たよりも松ちぐさ
てをぐ 指くして
○更級日記にかつさの国よりのぼりてから
ふるさとの川とこえ
作りとさぐりの中にあそこといふは三又中将乃
いぐさ〳〵いれとも今なるわさ
わすれ〳〵ぬ所古をとゝく拔合せし今古の指引そ

善政ヲ施スニ依テ生前ニ神ト崇メラルヽ

○紀州の士金玄正陳ところ人のうけ給ひ紀をそこなふ小船戸浦の漁人ども行とふこゝろ小べへ先年國君熊野へ詣給ふ時民家唯一軒あり駒木松八幡正宮をまつり子三人住りを聞給ひ何をよすがとか過をやと問給ひ小船ほどに乗て駒木根うれこと一つべ物をてをわるくちをもちひやうくまうす次やうく高比某てまいらせよとの仰にて

世界のこゝもとうべ沙美の歌仙体なりこゝもの
海ぞいの共歌縣令某國そこわく巡村のほどを
に捻(ケミ)てこゝもふ達(タカ)いざわ一うたつひふよ聽よ達し賣と
褒賞ノ銀子ヲ以テ堀池君恩ヲ忘レサラ念ル一
淡州繪島ノ奇石ノ一ニ
一ト折ふ折こ是をうて用水の泥をはらひて田園の益こそ即惠池とをつく拙齋又碑文を著しこ碑を建つ
○淡州繪嶋にいこうる石ひくくこく人物花鳥恰も
脇(ワキ)こうるこゝこく自然の物ふうと此中山田浦本酒小
盃石亭老人こうりみすつ古人も此石をこう賞しこ
繪嶋と号こおりやあちんなようて石乃ませぎふ
はあつこもつこうる石をこそねがこゝ此こそ
○淡州こ

て東は人の家を隔てゝ道路一定也隨身
秦筆風の家付そわるよわを入への府中とゝ
同田楼をよふ今入江の渡と沢沿ありも
同じ意の家い右仮名いへ仮名いふ
を経りまゝゝ沢沿中に入江の名義仏降ご
きふはふてわゝりわるり
○そう寛政のまつごろ湖水の北ゝ八木演とつゝ所
みゝや〳〵鷹よ同水氣浦がゝゝくゝりが鄭翁の類
をけゞの離奥とも酔ゝゝゝ張湾にわり
海へわゝをゝゝて水よりゝゝ沙ゝゝゝ氷の
ゝゝふゝゝゝ

里ノ小水路ニ而ハ専ラ渓ヲ水路ニ朝ト
慕賞セリトゾ

北野菜種御供

○北野天満宮二月廿八日ノ神供ヲ菜種ノ神供ト
イヒ其ハ誤リニテ梅ノ神供ニ其初ヲ挙ル猶ホ例ヲ
高盛ニシテ神前ニ八脚机ノ下ヘ供ス机ノ
四ツニ青竹ヲ立テ小土器ニ白米ヲ盛テ梅ノ小枝ヲ
三枝ノ米ヲ満テ立ルホ梅ノ小枝ヲ折テ挿ス其ハ
ハ花ノ多キヲ好ムヨリ事ヲ
テモ同ク折テ挿ス其ハ廿三日男女ノ
厄ノ守札ヲ梅ノ枝ニ結ヒ付ルヨリ梅ノ
ヨリ梅ヲ乞フ故ニ梅ノ枝ニ
ヨリ梅ヲ乞フ故ニ梅ノ枝ニ
ノ話ナリ

○幸若ノ文尺百ノ内ニ陽成院家ヨリ内ヘ
セタマヒ花瓶ヨリ伸ル枝ノ内ヘ行
ヨリ伸ル枝ノ内ヘ行
ノ梅ヲ折テ衣被ニ
ノ梅ヲ折テ衣被ニ
ヲ折テ部ヨリ従テ
ヲ折テ部ヨリ従テ
ヲ折テ部ヨリ従テ

鳥ハ風ニ逆ヒ魚ハ水ニ逆フ

満水ニ底ノ石水上ニモドル

小板橋ノ上ノ霜ノ時ワタリ兼ネシ或人頓キノ

○橋経亮結ス栗田冬ノ比ノ制ヲ

天明六年ノ園恤ヲ制ス

延引ヤリ此冬ノ内知恩院裏門前ノ上ニ白川ノ流ヲ掛シ猶木橋ヲ雪ニ

其夕霜深クシテ此ノ細キ橋ノ上ヲモ多ク

ヲヽクヽト人ノ過ル其河源ヨリ

ハ逆流ヲ行ヲ

ハ風ニ逆ヒ魚ハ水ニ逆フ

ノ水ニ逆ヒモ鰷モ順ヨヲユルヨヲ

満水ニ底ノ石水上ニモドル

ヤリ其ヨリハ水波ノ分ヲ実テ石ハ動ザルヨノ

分ノ実ヨリ所ヽヘリ人ノ心ヲ

ヨヽヽヽ人情ナレヽヽヽヨヲ

○橋経亮結ス栗田冬ノ比ノ制ヲ

天明六年ノ園恤ヲ制ス

延引ヤリ此冬ノ内知恩院裏門前ノ上ニ白川ノ

流ヲ掛シ猶木橋ヲ雪ニ

其夕霜深クシテ此ノ細キ橋ノ上ヲモ多ク

ヲヽクヽト人ノ過ル其河源ヨリ

ヽヽヽ申楽ノ笛師ヽヽヲ得テ木屑ヲ数ヘテ支障ヲ

ヽヽヽ

其の律をうる其圖四孔開閉の法如左

壹越●●●●四穴皆閉　斷金●○○○○第一半開
平調○●●●第一全開　勝絶●○●●第二開
下無○○●●第一二開　雙調●●○●第三開
鳧鍾○●○●第一三開　黃鐘●●●○第四開
鸞鏡○●●○第一四開　盤涉●○●○第二四開
神仙●●○○第三四開　上無○●○●第一三開
奏る其律に考きく放ごうこまで他わるそも
しにおるとをつぐ弁乃ち左細さも芸真

須磨琴

をとゞれい辨べうこもつるうまて
なれでのこゝろ記し給ふれまをつ
○行内圖的ご谷全剛福寺の僧一絃の須磨琴と
いふものを弘めうふ其圖まを證人寺も板琴知要と
又小冊子を印行ふ公にそれご再びこゝろは
こゞ彈法を伝くしくもこれうとをりて平々
依広おさくのほをてをまゝて造ふれと
こゞにうることものにうこまれ一無る
ういつるう昇平の治代文雅盛をれごうう
の事をもうく手をもう人うをふくまうこ一下
因は明樂（ミンガク）とつふの長崎巨鹿（オホガ）氏京ふ登
つて伝めうし是も貴の明樂うをふ長崎の

踊りなどいふ人のおもしろきことを教へ人をもきこゑだかくうたはしめなどするのことくなるべし

岡田随筆巻之二

考古

○栄華物語の他の俗語あるかのことくいふあるべし歴史の類を補ふなどいふ事實際そのとおり歴史にはあらず

そもそもは童孤が筆ふでんを沖堂屋の学の筆をもねだ有る人の服におもしろきみてぢよりなどのうつくしき手名ぶりにてろいろ手名ぶりにてろいろ手名ぶりにてろいろ

紋のやうなどもねも[illegible]
[illegible]て又音楽の声もあれうれのまゐてぞ[illegible]仏像堂
舎の荘厳につきてそぞ[illegible]仏経のえをうつし梅
揚讃嘆せりのらばして唯一わるり共報相をつね
てもうめぞおもひ[illegible]学
なることにおもひそ[illegible]
すくれのそんうしをし

往古い堂立家ニ仏法盛ニ行レシ

不レ恨レ怨人却テ情ケヲかへうレシ

○菜華物語の中ゐ徳行と貴とべきい中物て有国ク
ばづめにもまたふてし解官せられ幸ふあるぐ
郎くに中ノ関白道隆(三十タカ)公
後に関白の弟恵伊周(コレチカ)
的有国ク大弐うまし事をおんうられをふ伊周

[illegible]ぞうり給ぐ[illegible]
言のそくく会賜よ身み
そうれの悟なるとよ[illegible]
にもの悟人のいう[illegible]
さりぬそくなつ[illegible]
もて知よ教(ムク)ひ[illegible]
に教(ムク)ひそれ[illegible]
にりーをみりて怨(ヒシ)[illegible]
べくんのさぐそ[illegible]

以レ徳報レ怨

史以徳報レ怨可レ謂二慈悲広大一。孤高卓絶。過レ人萬々。然
夫子不レ取者。謂其不レ可二通行一於世一也。吾儒之道必欲
其通行一故曰二以直一報レ怨人情ニ称ふるおもひ

儒ノ難作事ヲ強ヒテ不レ為

仏法ハ不惜身命
難作能作ノ教ル

れるはそらごとをもてまことをなすべきにあらず。
て佛ごころもくるしからんよりは
善をしおこなはれざるものの行ひ惣
べき中心の誠よりおこらんことをねがふ
玉露之叙曰。好一箇悪心惣
勝。好一箇悪心惣
ル則有得寃々相報。沙界衆生悉成佛果是教
利王後身十大弟子中陳嗢如尊者のごとく
ついにわれが此の玄奘とはみえたまふ
怨をとり
○某甲の中人の病をうれふるもまことに
のごとくにうれふるはなほもつて
ざるふ行の病ふかくしてほとけのごとく

ともふかも佛をはなれたてまつらず
乃至ことばをかはしてのちも佛法流通のたすけとなり
みちびけば諸神の崇りも人畜の為にわざわひせず人
にあだなすものもかへりてまもりとなるべし
みだりがましくも高ぶりへつらふことなかれ
も其甚きをすてのまれば唯同し類(ルイ)(実事みえてつぶ
天魔の皇子魔王ら一の佛子となり佛法ふつう世
ともなり諸神諸天帝釈梵王ら佛法の外護
となり諸天帝釈梵王ら佛法の外護
怨をなして佛法をうる世なかりしかば元方々
一旦の佛敵よりして不意に此崇(クハイ)をうけ
しかども其後ともに佛法をうけ此崇をとり

紙ノ賤ヲ軽シメ
人ノ怨ニサヾぐ
崇ヲナス

讓王位倫頗
アリテ乗山道

日上
親死メ子ノ徳失ル

龍裏に敷キノ

みもうまさるゝ一條帝の一ノ皇子敦康親王の御母后中
關白道法の御女にて御腹ゝもねたまさ中關白
薨しかば御うしろみしたまふものなく歳廿三にて
御年二十三にて一條帝御母后と東門院御堂關白の
御女うち時のまもさわがぬ御仕をばかりしてくらされ
みな御年もまさるべきおとゝにてかゞやかしうたゞ
つゝまれ小一條院の女御中將君の御母にてもおはしき
の御女そまさりの御堂殿の御女の義をとゝめ
つゝうれしきの京のまさ文君たちも幸若にて
うた大うちなどまさ幸隆とて御堂殿の御女代女御と
うたはるゝまさ御ものゝ皇子ゞゝうまれ
給ぶ女御まさうまれ給ひてのちまもなくうせ給ひぬ

人の御身の
事に
侍なれ
ば
なり
給ひ
ぬ
れ
ば
ぞ
ぞ
ぞ

○栄花物語の巻々に伝説なること少
説にみえたる事ども一筆にあらはし疑
しきところもて年ごとに書あつめたる
ものなるべし
○元の人事實ところどころ華とのこめづる
に作りもてゆくもおほかるべし
さればこそ源氏物語とのごとくあつらへ栄華

作り物シモテハヤス
世人ノ浅ハカナル

のごとく仕立る事なるべし
も早完全にまとまりてはいけるなりしかれど仮
そのにごりねば其代のうつりかはりまでの男女の
はさ源氏なる紙ら仮名ぶみ一部のもの数を
そりておやぞれるもおもはれそ一部をこうふいふ
もはさ放賣服などのうちよりは多
うちで賣就ふいふぐらぐらぶやとわれたぐし已達(イタツ)
の人乃服いとて
○貞徳の戴恩記に九條政基乃事をいふ
行ぞれりしさものいはやとたぐひもいふ源氏
やのうちふぐらぐらぶやとわれたぐし已達(イタツ)

事実ハ面白ク
珍シクナキ

作物ヲ好ム人ニ示ス
作物ノ書

作らんとおもひたちぬまゝに年をへて今年こそはと飢人の
の念をこらしてうゑつけたるに五穀稔のみ作物
なり

雨催ノ傘ヲ
ヨキ道ヅレナル

○秋雨さびしき折から友のもとに綴りこまうる水よろこぶ那乃
おもはれる庵を訪ふに折つゝ雨こそふれいでふとて傘を
出しおもひもよらぬ友のうれしさに我家へ伴ひ来りて
なりてつゝみもあへぬよんどころなき旅の
よし辞退ぼれどもきかず
○前編耕筆ふ冊後揚五の西成会乃事保居翁に
の稿乃跋といふものをかりとらんとこゝろ
ゐれどもふるに依て栄花のさまの考
に沖佛作をおもふ沖うたの歌よ保居翁のごとと

ゝろざしをもつ人の流にうつりさるものなれど
名と富とをうれしがりもてはやすものから
あるべきことゝもおもはれず
ふるに栄華の昔をしのぶ（アヤニ）涙こそ
ふるとも乾ける袂をしぼるよしもなし
除をくりくてやり考ふるに
郭巨のごりをおよばりまじきの
よれば家よなるまじきこの
のくわんそをなほ家の
ものくわんそ的保居翁はいかゞ
よりまさりまじ
○前編よりもまんさいの事實と筆たつて圖をもつてり
こゝろ筆るまの剛徳人はいかゞ
今乃ちたに大きに異なれば筆く

千秋万歳御師

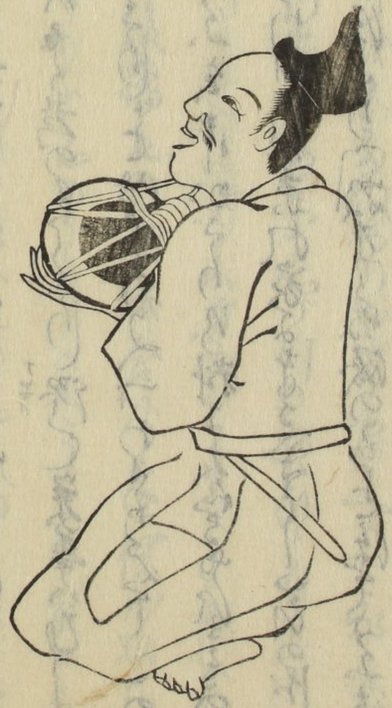

ほいろふ地蔵尊も今乃
参詣がい無るやうふ書入る

古昔貴賤ノ別正シカラザル

終ニ善其身ヲ不相應ノ譏嫌アル

○光明皇后貴賤ヲ云ズ千人ノ施浴シ浄ラカニ膿ヲ洗ヒ一ノ瘡ヲ癒シ其ノ癩疾ノ病ヲ治シ玉ヒシ事ハ阿闍世王ノ母韋提希夫人ノ重病ヲ治シ玉ヒシ事ニ同ジ又聖武天皇ノ御宇善光長者ト云ル人アリ其ノ家ニ一ノ貧女アリ其ノ女ノ子ニ一ノ癩病ノ子アリ其ノ子ノ病ヲ治セント欲シテ其ノ母ニ告ケテ云ク汝ヂ千人ノ施浴ヲ勧進セヨ然ラバ汝ヂ子ノ病ヲ治スベシト云ヒケレバ其ノ母ノ云ク我レ貧シキ身ニシテ何ニシテカ千人ノ施浴ヲ勧進セン其ノ事叶ヒ難シト云ヒケレバ其ノ子ノ云ク母ヂ若シ千人ノ施浴ヲ勧進セバ我レ必ズ病ヲ治スベシト云ヒケレバ其ノ母ノ云ク我レ千人ノ施浴ヲ勧進セバ汝ヂ必ズ病ヲ治スベキカト云ヒケレバ其ノ子ノ云ク

帝王遠流ノ始リ

○神皇正統記に孔都と云人もをく秦時といふ人もまぎらはし髪を被り衽を左にせんとまぎらはしき北胡の事なれども其文義時の命をうけて入海一二帝を遠嶋にうつしまゐらせ帝を遠嶋にうつしまゐらせ孝謙帝の私に出家し給ふ事なり是非の道理は姑く置皆同じ流の沙門なれども其後平相国入道後白河帝の宮民族を滅さんとはかりしを

滅さんとはかりしを其うつくしき女子を召れ給ひ其子を位に即奉りて世のまつりごとをしたまひしかども猶院中乃政務をとりおこなひ給ひて白河帝は後白河も同く院中にて政務をとりおこなひ給ひて崇徳院を配流し給ひ保元の乱乃基となりし元女謁行を以乃藤原頼長を権にて摂政を執行ひ給ひしかども其事のありさま大なる変りなりし

賢子諫父

遠ざけようとしたことを小松内府賢くて
諫められたことを止め唯鳥羽の離宮ふかし
うつまり事ふ諫かしこんことを高倉とたてつく
止めぬ素特も内府ふ敬礼してこの義時を諫むべきの
をまことに従ひて後鳥羽帝を例とも隠岐
へうつしたてまつり順徳帝を佐渡土御門帝を讃岐へ
移しまいらせ遂につづきて世静ふ長じ已
雅成もこれをもて彼罪を許しまつられ
ぞもやふに足ぬこと

賢者ふ有一失一

此一条次下因果報應ノ下ニテ併可見

○後白河法皇建礼門院を祝せらるゝ大ふの御音
い年祝雅頂巻のまきそれよう章も出りてくゝ

おかれてきこえそうりて註曲うつせうる方向一
無ふ門院い平相国の御あるふ向くて安徳帝の
御母右ふ平族皆西海ふ沈ふ安徳帝も同一
うちふ出ふむうせうるも門院の御こゝろも入水ふく
しことを原氏の武士引とゝめしい御幸よやそん御
おりのいやそん平氏を基いは望の寂寥ふり
出さわい神光院うて御たいめ御くゝ的いうて
うつくも出ふくんそ一おうめ女院
の御心でせを出うもおいおうぼうは
まと共御心の御をはおわりそひやり
たいやうも長恩(ナゲキ)ふ西海ふり向うせ行日
一ノ谷御所(ミフ)の御心ふ誰の情

しをもとしこそたまひしもわやうきことうちて死(スベ)て
家ゐのつくしをもうせいにたりしう寵臣時こふかのそう
もうこふこの寵臣をそうづりなる様を挑(イドマ)んと相如(ヲヨミ)て
死たりそびそれ禍(ワガハヒ)の門に及ひくもこれく序さ
そと申べし

○右京大夫の再集に大原の庵室と訪ひまう
しこと申ふくもや此女房いまだ世にすみまひ
乃至達に相別しうづ寿永の乱をそのまも西海
に命とうしをひこづうくいてうこと有
てうこと方にこればくもひろくもられしはもうこと志
まびもひまつりしみこそうもこそうんと
彼御幸の度(タビ)もふ脇こたまり

因果報應

不忠不義

歌

我宿に梅の花ちりしきたるを夢に感じて

（歌）

（枯）
かれはてゝ跡あまたさく梅の木もなほ春風ぞ人をしるらん

（ハルカ）
園果いやつぐ遠き梅が香をなほ春風ぞ人をしるらん

平家自賛ノ

（奥市）
○白石を閖云ふ岩手縣

（アタカキ）
安堵

源家内乱ノ

（義朝）
頼朝の家風を

○謡曲にとりたるもの多し　享保の詩人に章
をとりたるも多く　編するふたつねどころなくまき
みつぐるおほかたあり　熊野（ユヤ）と云曲に熊野（ユヤ）といふ女房
宗盛公に仕へしが　老病ふ
より暇をこひへども許されでこのうびい哀れとうたふ
おくりて郷里にかへるをうたふ　弱よりたる
にやおくれ花ちる頃よりうたひ出すなり
とてもかくても浮世の花見にて候はしがほうふ
さ哉をとうたふに病ずるをたびたびうたふ
那須与一扇の的をいるにも　熊野（ユヤ）と意のうつる
べきそで　みまふ母のこと　母危篤の文句あり
院府のかへさをうたふ　小児のうまれ出るをうたふ

那須野の一陣の平家をうちふせ重衡のとらわれ
ゆくうたふ　熊野（ユヤ）の道行あり
につきて此女もおそくまでありて宮
廷に仕へしかどもうたふことなし　奇
なり　そをゆゑをうたふ
此謡曲を作りし当時も今体流行の頃
をのうつりてはうたふるべし　因みに熊野（ユヤ）
梅へ一に謡ふ人のまぎれにこるいたもまぎらし
最明寺入道のことをうたふ　又新本若菜などに入
そなたもうたふ　藤実方の冷まじく
でも最明寺のことにて　藤実方の将軍乃ちさのりうめ
年記の鎌倉没落の

も紀さうゐ一おうせのろうを治とゑぐし
謡曲みてもんこと付わが　ろぐをこてり看ちい
他の役藝に移ること遠し
○又同ようもひとり芭蕉門人去来の漢
学もおとしくそうれず書ろうる古よ
蝶美は師いづこうりうおもを筆ふる中にもぐくて卒家の士盛久のことを論
なこそうふ漢文こと
て既て刑せらるに於て観世音の加護により
刀折れ矢尽て命助り頼朝々の貴ふおぢうりを
訪りて墓不忠のものと
改そどちぐうふうずし

負女不恐以
罵ル

盛久という人平治又盛衰記ももくてだそく謡曲
にのこ出ることみて世
らくもこと
ゆきの論ゆりうり助命を喜び頼朝の前より出て酒宴
ちづうりまうだよう
て頼朝をねうりふ天地懸隔いもちろんこと義
経の妾静女が右大将の前にてうたくまり
うたいかもむなふをひらもの右衛
又くれこのかをうて入くのおとぐひ
まこうのようをうりて大将をねうれど
猶原源太ひそうふ悪墓てな恐こ判官ろり

にみちびかるゝやうにしたまふこゝろもちさへ
罵りしりぞくべきものとなるまで
益をうる観世音にもろもろのよきものゝ
○懐風藻に一冊子といふものゝ文雅を
ふるはれり中世以後の風潮に勝ること遠し
ける作者の小傳國史に漏れたるもの
の履歴をしるせる義論まる確然に
開塞ノ軽重ニ感ずるのみ河嶋皇子の傳に云。皇子者淡海帝第
忠正ナル
二子也。志懐温裕。局量弘雅。始興大津皇子為莫逆
是非難ニ定ル
之契。及津謀逆。島則先變。朝廷嘉其忠正。朋友薄其
才情議者未詳厚薄。然余以為。忘私好而奉公者。忠
臣之雅事。背君親而厚交者。悖徳之流耳。但未盡爭
友之益而陥其塗炭者。余亦疑之云々。抑揚之論此
方の歴史にのぞめるものをうらやむ漢唐宋諸儒も間
然するこゝ能はざらん懐風藻海三船の撰となり其人
もまたこゝに名たゝる人なり

○けだし大津の皇子の詩より小傳云。時有新羅僧行
心。解天文卜筮。皇子嘗潜問。太子骨法。不異人臣之相。以此久
卜ノ筮ニ惑ス
在下位。恐不全身。因僧道基逆謀。迷惑此註誤。遂圖不軌。嗚
悪僧ノ
呼惜哉。蘊彼良才。不以忠孝保身。近此奸人自ラ
迩ニ奸人自ラ
厚朋終。古人慎交遊之意。固以深哉。此評又親切懇
過悪友良才
志ありつゝし

○同書に釋智藏俗姓未田氏。淡海帝世遣学唐國。
腹中ノ書ヲ晒ス
中暑太后天皇世特統天皇之師向朝。同伴登陸暴

涼經書法師風曰。我亦曠涼經典之奥義衆
嗤笑以爲妖言。防於試業。昇座數演。辭義遒遠。音韻
雅麗。論難鋒起。應對如流。皆屈服。莫不驚駭。帝嘉之
拜僧正。時歳七十三。以上西土の郝隆が七月七日
に仰卧て腹中の書を暴るといふる故事にくらべ
てこゝろざしの淺深にみるべく事等しからずも隠れ
が指く記すべし。

○同書云。石見寺麻田連陽春作。五言二首。和藤江
守詠裡歌山先考之舊禪處栖樹之作詩云。於穆
我先考。獨悟闡芳縁。とあれど陽春の父をも振武
帝より先に梵字あることを大なる人しらざり
○藤公特平癸疾あり一時物狂ふこと此疾多
笑疾ノ
もちぐつこそのの故事に基ける
ならん不わるて權を爭ふて敵を
にあらず如斯ことそ止ること得ざるべし五雜俎
ふ陸子竜有多疾古今一人のみいふも同しか
ざるべしもめづらしきなり中略こゝろのまゝに笑
中風こゝろのまゝにをこれ笑にふあらず
出きたれるより催してさんうをたふり
藤公も子竜も此ものなり

楓樹茸喰ニテ
門毒消ノ方

不止ことあり是と治ふる人糞汁或い土漿或い大豆濃煮汁と飲
まむ或人の話るは多く象に之に洞乳するものわり卵金遺の
法のごとく大豆煮けとろ是止ことあり楓樹菌を食せ
しわらうべ

刀自ノ女ノ通
称ナリ

○刀自とふる名義は世ふり老女の稱ことひと
ふりみまくこゝは平安朝より妓王妓女佛刀自ゝ

こう其刀自い妙王姓女う母をわづらひ
ければやこもり和名おにいに劉向が
列女傳ふ曰。古語老母ヲ為レ負。漢書ニ曰。五娼負位
引ヲ之ヲ。今案俗人謂テ老女ヲ為ニ刀自ト一。字従レ貝ヲ
以貝ヲ為レ貨ト。（今案和名抄ニ引ク此ノ文ヲ貨ノ字ニ作ル）
契沖阿闍梨和名抄ニ引ケル漢書ヲ引ケルハ誤ナリ
史記ニモ陳丞相世家ニモ富人張負。鄂侯世
家ニ許負相ヲ傳ヘタリ。老嫗ヲ稱スル有ニ書隠
乃註ニ引ケル文ニ依テ刀自ノ名義ヲ
旧本紀ニ見ヘタル負ヲ順ヒ考ヘラレ
ざりしやと代互記ニ福セラル（契沖ノ文ハ
今ノ時禁中内侍所ノ仕女ヲ訓リテ刀自

とゝふこれまさ古へくは據あり栄華の名花
のきたるべくこれ刀自ゐもといふ仕女
の中ゐもいやきものにほひ長女子うの如
くそもそもうつゝをぬかして連これる例
ありさるらしい考へ諏訪大中姫
ちゝそもわけ元春のきに思汲大中姫
乃至乍いるとし家に坐して竹園雞の園造
ゐるものかさうの徒ゐりゆき馬うりて雞
に荷をを乍ふもうれて朝ゐ紙園と仰ふ
手汝者也且つ曰ク塵ヲ自註云戸毋此
観ト自ラ戸毋ヲ后馬に乗ル者の禄礼无と意乃裏

に法名をあたへ給ひてそうくの事を奏し給者とて表へ立たまふ事也是御母子従ひて家ふり給ふ事なれど若くおんなの事なれば御子ひとりあり給ふ故御子ひとりにて御母子ともに御供申し老女乃権大納言才二十巻ふ所乃自ら毋乃自ともおもひ給ふ事也毋乃自ともおもひ給ふ事の通稱とおもふ故なり老女ハ仕奉ることなれば中將姫ハ世ゝなの将とおもひ給ふ故大中將乃恐れ給ふ事也仕奉ることなれば中將姫ハ世ゝなの将とおもひ給ふ故大中將乃恐れ給ふ事也

無れとそこ子たまふ事なれば老女乃名義乃如くなり

竹田安楽寿院中今義院貴道師に於りて彼寺に納置し記文を考るに

安楽壽院本御塔所ニ藏ル大概名經

第五百五十一後批云

仁壽三年歳次癸酉二月十五日

爲御母乃自仕奉

願主　外女初位上大坂眞長

外女初位上同好勝美九
同綱好
同芳咩
戒師備子義藏
經生汝弥法仁

嬉欲即是道ノ

○世ニ語リ傳ルコトモヤウ〳〵アリケレドモ
イヅレニカアラム
生ルコトヲエ
○和泉ノ國ノ尼智光法師ノ母ナリ
子ノ年乃ノ女ヲトリテ妻ニシテ
住マヒケルニテヲトリ其ノコトヲエズ

菩薩女身化ノ化導ニモ

アリケルヲ
アトニマヰリアヒテ
ヲトコニナリヌ
ヲトコニナリテ佛法ヲ
ヒロメムトシケルニ
佛經ノ意ヲエズ
家ニ
婦乃觀音ノ像紀ヲ
國ニモ
馬郎婦乃像紀トヲナジ
イヅクニカ
○ヨミツギ田原藤太
作リ物語ノ

竜宮乃鐘ノ

竜宮乃鐘ノ事

竜王報恩ノ事

をぐしやうじ一堂とはくくしいてどもいまだ鐘を鋳でくもりて撞ことをゝもんまもなく出雲の雨よくふりて池のあつだけうるおひて竜王喜ぶやうにたくさんありて龍宮寺と号(なづ)け鐘を撞(つか)ふとそのおと百八煩悩を去(さ)るといふ事なり

鐘のまはり(スミ)に件の寺破壊のうち納(おさ)ふ住寺の住僧一人を寺僧(社云寺い三井寺と指也)と名(なづ)け施をうくる人五十人ばかりあつまりて廣い寺のさまをなし住持(ヂ)に浄土門(ヂ)の僧をうじ件の鐘をうち出(いだ)し園城寺の廣い寺は天台の末寺

末寺(まつじ)後(のち)ふ飛徒(ひと)事(こと)を漏(もら)して件(くだん)の鐘(かね)を取(とら)んとの由(よし)聞(きこ)えければ湖(うみ)水(みづ)に入(いれ)てぞ隠(かく)しける(以上拾遺記録文章探要)

それより後(のち)ふ社云是(これ)もむかしの祀(まつり)ありけるにこそ

成(なり)ぬるとて沈(しづ)めたるふ種々(しゅじゅ)の宝物(ほうもつ)ありけり其中(そのなか)にも鐘(かね)ありけるとぞ田原(たはら)の稱号(しょうごう)はこれより出(いで)たるとぞ

又(また)ふ説(せつ)をきけば田原(たはら)の藤太(とうだ)と云(いふ)ふ人(ひと)ありけるが件(くだん)の蜈蚣(むかで)を射(い)ころしけるもの(ヲ)ふ(ヲ)ふ(ヲ)ふ

○同事許ス陽成院ノ淨御氣大事ニモ
侯君ミカシマヒ（イヨ）ケルヨリ昭宣公親王達ノ淨許ク
訪（コトヒ）給ヒシキニ
許リテ事ヲ許サ（ユル）ス他ノ親王ラヲ
発（ホツ）走（シリ）ヲカレヨリ小松帝（手偖ト淨ヲ奪レシ光孝天皇ヲカリ）
ノ淨許ニ参ラレヨリ
緑（ミドリ）ノ髪ニ
くけるくおいーそれでみ親王ラヲ帝位ニ即（ツキ）
き淨衆ヲヨセラレヨリ
葱花（ソウクワ）ノ車（イクルマ）ヲユルサレ
大体全村大連ヲ
の継体天皇ノ紀ヲ

天子ノ前生出家ナリシ

遺骨大切ニ始末スベキ

漢儒ヨリ出テ漢文帝紀ノヲ
小松帝ノ淨穢ヲ
ヒ物ノ義ヲ
これ〳〵ノ自然ヨリ
○同書ニ花山院頭風ヲヤマヒ雨乳ノ
ヲヨフヲヲヒテセンヲヲヒラボリ
腸痛ヲ（ハラノイタミ）ヲヒ
ヒテヲヲ前生
おのヲヲヒケルヲ大蜂
行徳ヲヒヲヒ天
鞭（ムチ）蜂（ハチ）ノ同ヲ
ヲヲヒヲヒ

三十三間堂ノ緣起虛說ノ一

そりとして淨瑠璃の前をこゝろみて
廣ふたへものゝ引ぬきにさゞめきて念佛うたひ
くのうち夜ふけ人しづまりて後ひとりく
たまつて遣ひさうぢうに彼前をこれもしり
く念ずるうちに記せり今世ふ傳ふ後白河法皇
蓮華王院の蓮華房と
谷へ行て命を預(アヅ)
くれど風に觸(コヽ)ぐうごく毎に淨頭を病(ヤマ)ひ枕(マクラ)
に芸子(ゲイシ)を侍(ハベ)らせて二十三間堂の棟木
かぞへて蓮華王院の名いまふるうつゝの夢
山平念ぜられへ學びおぼえ本尊の淨像美(ウツク)な
でとゝもて頭痛速に愈(イヘ)ぬとかや病の愈るゝ信
心よろづくれど此緣起ハ全く彼光山法望の
典故をとりてこゝろを加へしと見(ミ)ゆ淺(アサ)の
をこゝろのこゝろ取(トリ)ちよき話を人の事を
やうにも語り與(アタ)へ筆(フデ)てかゝ(カク)ぐうくれどさのこゝろ

古ノ官女ガ大カタ遊女ノ如キリ

感誦經声

○同書に淀河右府四条中納言を指(サシ)て
くれどもさるべき文(フミ)ありやとよ(ヨ)ふ門院にぬ色の女房あり白紙(シラカミ)
内侍(ナイシ)ノ典侍(スケ)ノ局(ツボネ)淀河右府四条中納言とかきたるを
そのうち右府まゐりて女房の局へ入(イ)り給ひ
けるが納言(ナゴン)局(ツボネ)于時(トキ)に彼局へ
わらはとうち納(イレ)て方違(カタタガヘ)品(シナ)とうたひて帰る女も聲を
ゆるして感(カン)ずるに右府ふ(フ)ものゝ音(ネ)をきゝ右府も有

松をぬしとうやまひて右府（次下ニアリ）寵ふそくにより定頼を
客うどうにやすうめしこしかば忽ちに安
て八種を宣ひ終しかば
出給ふ時に錦繍綺語花鳥の情を通ずるの
ふるき例なるに錦金
の蜜典をもてさゝめごとを詫恋する
娘の用意なるこそ艶なれ文うと遊女のごとく風
ーにうるものしてたゞ其世乃書れをこゝろのべし
に村北海の云乃漢文上「花果開きて紛々の紙蔵る」と
春々の鶯を苞にいつゝれうりみるふ行聲のごとふ斗めそれ
れうりんを娃冷のごとものゝ相さゝこと遠
のうぐひすに定頼々禁中より退出の時内より入

仙人感二誦経一降リシ事

らぬ法華経第八の巻を誦ひとわりふ気のごとくに
のちうちわりてはるなる高機の上よりうく異香室ふ満
ぞ誰とそしらぬ仙人揚腸天台嶺より金輪
ふをたゝくこと数度なる内遥ふ御聲をゆく
向ひてうりて揚腸ふうけづらぐ猶嶺の
背にのぼりそんとふ次第ふ聲ちかくなりそして猶
同仙人ふきゝめりとそ思ひちるとそ思ふ内の東
なる話ちたりぐ経聲のかうくいつとふ及
びうる元清霊殿車の内ふ聲奇品をとゝ
門のかたの車乃ふ聲ふて行ぐしおもふ気のごとくに
聲のうちりつゝ
若と辞慶と清水の賓落ふて経をとゝめて牛若の

甲乙聲々多度ゞ乙の聲に来給のくて感ずたるし
有義経記にくくらも雅らくてあぐ〻後聲のくて
感動せしもの如此い呂律に惚人故ろ九名家の
伽陀の類ゑい淨家の讃をどもうく唱ふるくい
うく人も感でも賞侍ふ漢家の経聲明風乃唐音
ゑて節をはぶき唱つるゑ面白くゐゑ
ばくおぼゆるをゑは歌唱のごくして請るくと
おれど本朝のうつくしきもの多やうのたつこれありの
ち〻仏唱のごとたをゑ別て皆
音ノ詠哥ナド妄ヲ
請ンニシキ
黄檗ノ唐音或
念仏ノ曲調或観
き事此のうつくしきを忘て
ニナ十ニ所ノ
西国廿三所ノ

人ふる感ゑ悟ど善風とすべきをと唱つるとて仏
そげこと常ふ習練をとて慮外をうり
〇拾芥抄い抜萃の書ゑ雅俗を採そ納つる
ものなれども他に考つべきもの多やうて
いと不宜意の書ありとて門客をとて仕へを求
ゑるくゑの日水戸黄門ゑ国学をとて仕へを求
うものあれが先拾芥抄いくくこれ学ぶべくゑ
め侍てとつものの筋うれそ廣莫とて考得ぞと
いふ故持しうるもとてゑんにて此外の中ふ順於二十
三所の観音と出ぬるの一箇所い流布の本ふ脱ぜり
三十二所のうち今ふ実地ふ詣ゑ給を箇所あり河崎
壹演儒正私云ふくゑ此古の京絵図をふくくゑに一覧乃東
鴨河の西岑を河崎観音壹演両カ参ごと

次く名勝志ところふ今寺
〳〵清和院に此観音をうつす
神光寺神呪寺 南寺無動寺
同西金堂 天王寺 私云浪華 長楽寺 東山善蓮寺 大和ノ国 市郡
通仁観音寺 に同じ 袋抔観音寺 古今同一所 此外 以上
〳〵ら改とけん又同 按ニ或人ノ本ニ慶合題ス二箇
所済谷此かとし十一箇所を出すら内拾箇所い
今順礼とするものより金剛寺とハ一所ありて是
かいづくなることを不知此抔所又細書云
若同所異名抔ハ又有異説ニ可尋決すらくも未
一二の次第を書まぜたりくくるれハ又園に
又此三十二所を巡拝とするなり西国と等しからす
東国の人乃初るべし通のほうて東海ニを登り伊

勢両宮に詣八鬼山をこえ熊野ふるさと那智
をへて通仁の長谷寺観音寺美濃谷汲に終りて
中仏道とするて東国の始めふ信濃の次第順路なり
乃ち是を其第二番紀三井寺より打こころに紀三井寺とハ開基の人ハ誰のこともしらくなりんこと
うハ開東の人ハたれ中ふの地名人のためふいか
えび起るを本覚の故ふ出て縁起(リエ)せしを今順
礼のかたちして仏国の花乃都も通てなるらんの意
なりと解する抔強解ニ似たり順礼ハ
いつの都郡よりも一文不通のくも皆くみびして観世
音の縁日をまぢ経ふをを拝するこんぴらわし
文雅ちる儒ところでも此おとうひて同じまうて

仏神ノ利益
其人ニ信ニ在

観音の名号をも唱へつゝを行ふ事由縁
起り玉ふれども其揉ふ人のまゝに経文
て一向な揉ふれバこそ人の経文をもしら
におぶり揉ふといふ事の病を愈しくる巻
あり大日の真言なども揉ふたるこそ
ものふ鼻血を止ることに好を浮るもあり杉(ヒノカ)に
ことく大せものともあれども治りやさん鼻血ある人の
そもの紙をもつて此字神のあり書れ乃
おの血をそり揉(ヒネ)へ其息を洗へ吹みて鼻の穴
なおぼくもつふ忽止ることこゝろしめすといふことを
そこでやといふてるり人のために奇特な
事也抑てもろぐ〳〵経文も篇曲をもふ引出さんと

血ノ呪ノ一
謡曲ノ経文ヲ利益ニ一

又句をもりとやりて祝へバ病ふ治ることあり
○又周ふ人物ふ病ふ治ることもある
ものゝ涼隔(リヤウカン)の時泉涌ふ治ふ為に仏閣ふ立(タ)ることもあり
ふくて其杵をもつて作ぐる人彼順祝奇を祈りて
築(キツ)きしぼふ拍ふよりものこゝろさ祝ひものゝ人ふ治ふれ
類(タグヒ)ありぐ八音過密(クワンミツ)の時ふ(カツ)へて誦経和讃をぶ
○先ず筆たる古事談乃中に美談ありきよみ
出てしる次第後明御門云事を奉祈しに其夢乃
書ふるものふ立われて其ふ行ふそれ旧儀に違ふ

又同六年六月佛を造れる料の餘の金をもて法
輿の清潮の金をまもるべきふうに行ひ返
し給へれば人いふまでもなくその清潮玉
地を押領せんと謀るをぐようのもの共追前
後を遣ひあまりたべしとてこれをとう
くるうちぜと云ひ私云ねしも恩をうけてい征
罰のがるべきにあらざるぶしあるのみこれを諫かん
ために賢明のものをもりて今案の儀に違ふなき様ふ
ふるひきものこと
○龍巻人話云大納言中納言ともに
ふたりべよをとおなじくふ明和七年一宮百夏大
嘗会ありて大和の市郡の一向宗の

また井を堀て墓誌をうづみおかれたるを
伊予にてこれをかりうつしおかれが首尾小
云麿小漬の小のことにたがわりしぞ
○経冊のこと二代資深元慶五年夏四月九日
丙戌先是去ぬ七日。依例式部丞部郎者可奏賊
遷経冊。公卿謝病不上。故其儀不行とも
あり老人ども云ふるわざと行うものみな
ふるべき石碑どもの話よりの帰みて序堂
開白此事よりの話よりの帰みて序堂
開白此事よりの話よりの帰みて序堂
開白此事より

夏日同詠三首そしてその僧い季吟又
同じく書く人へ出す依頼 必同じきもの 梅井過般なくなりし人此懐
紙を持くそつでふうそく 和尚寛の御筆蹟
に並落和尚の懐紙も夏日と題出すことゝ
拾玉集 法橋和尚のうた前後ある同し
ことゝ知らんが為の書 乃ち前後を止められいて迷よろ
こゝに又ふるい俳形の懐帋に書まなく詠何ゝを
斗もらうもよりてそれ書法などにくれしものく
成ゝくれ如何ゝ者ゝ此等の通なもわり
て何ぞうべし
○懐帋への書きうのこと高橋岡南老人家蔵の依理
々の詩乃懐帋をと石割つて拓てみくれしと

ふうつゝそれ寺の懐紙も依理作の西そり

暮春同賦隔水花光合題

教一首 絶句為体 和漢任意

右題推ル将依理

花厚不語偷思得隔
水紅櫻光暗親両岸
芳菲浮浪上流鶯
盡日殘春

右の如き本帋のまた写

詩の懐紙なりもとくう如き平りもの
○三井寺門記に天王寺の額い慶耀(ケイヨウ)巳講(イカウ)書とふ西慶耀(ケイヨウ)い慶遅(ケイチ)こゝ人の弟子慶遅い坐

之補親の恩こうし所仏をりて同く孫氏の話也
所わを世た道風筆と云ふものい話をるべし仏一手へ
三井寺記とてぞれがやまふ記とのく
○岩と一つもつ云い二代實頼よりもつ同人の説をり
○一河の流と酒と一樹の蔭にやどるこそ古文
鄭玄四老に隋陳卿子思殊親とおろう待ふ汲流一川接孫陳屏
雨一樹思殊親とおろうもつこと同人語をもる但
是い鶴相信興う珍もの説をえもて法せられ
かくもん
○釋位す位長サ一尺四寸弘八寸五分厚サ七寸天慶
四年九月廿四日宇治拾芥物にこの文云尚後子
孫之制長尺有二寸ということ物通徐氏難して
凡禮用二十二噸天子為始至于庶人各有等差
拾芥云ふもの天慶の事を唐ふ據ふりや否
やこの石ふ石ふぐい
○おくそくくい杉よ家を出剃髪除衣まる
ことと許されぞ為た志ありても度者の数よ
入ことあるいぼるまたい身い依りて行い候ふる
者こわを優婆塞とう又日本靈異記をに優
婆塞のきそもつくし度者いきよりて定
瀬もうぐしう王公のたもに度者百二百人を給ふ
ふぐいつもい續紀を後ぐくうり見い所所
に云ふ孫子食の杉持ちる追後のもつもるぐふ婚

まうく度者を勅免すること度牒よりの
をかうむる東福禅寺の僧等不応重一国の度牒
ありたるうえを

治部省

駿州有渡郡久能寺沙弥四分尼一人姓一氏
年冊二年十八投於當寺住持業練禮
爲本師腸度備牒訖受奥者
右被太政官符偁右大臣宣奉
勅件度者姓平宜仰治部省要到度牒至準
勅故牒
弘仁元年庚寅十月廿日左大史小槻宿禰国宗給

參議郎従四位下行治部卿兼式部大輔藤原朝臣緒嗣
典主　宰事官
鴻臚　正六位上行平貞弘
鴻臚少卿
典客郎中署令正五位上橘朝臣成恒
治部主事正六位上行源朝臣寛
治部丞正六位上行紀朝臣頼成
治部侍郎従五位
かくのごとくみな一通ありて駿州よりの文面なり

無位
駿州久能寺比丘四分尼姓平朝臣
年十八歳賜度牒法印和尚位

亮辨為師剃度做僧者

又養父死年の四ヶ年にうつて朱下り

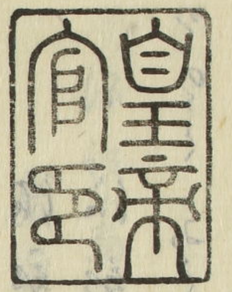

竪三寸四分半
横二寸六分余　但し曲尺ノツモリ
田ノ太サ一分
篆太サ八リン半

是より下官人の位次如左朱印ある
もの、本紙ゟ〻無之印ある
又青辛紙ゟ〻一通いやくたのゟ〻

播州印東山東福禅寺竜行士思本貫係本州之國縣
人事俗姓秦見年十四歳投禮當寺住持士雲長老
為本師　賜度牒剃髪受具者

右被大政官符偁先大臣宣奉
勅件度者姓秦宜治邨者與剃牒至准
勅故牒

正和弐年四月八日　左大史小槻宿禰清時　給

泰議郎兼沿邨郎従四位下行神祇伯康亮卿

鴻臚寮 従六位下行勝胡臣定行　右日
鴻臚少卿 闕
典客郎中署令従四位上行平胡臣高廣　右同
治部主事 闕
治部郎中 正五位上行朝臣公経　右同
治部郎中 正四位上行源朝臣光房　右同
治部侍郎 正四位上行源朝臣光房　右同
右治部尚書の表文(ウハ)後勅牒より正和奏議へ
うつて三行の上中に太政官印朱を以押をつく
印よりこゝまで曲尺二寸三分半 長形文字なめ(なれ)ど後改(あらた)むべし

廣瀬
廣瀬

竪二寸五分斗
横二寸五分斗
冊ニ而三ツ綴 細ノ

右料帋黄色の唐紙を折うつの広堅一尺五寸三分
横二尺二寸二ツ書面より文字大なり折本物小本
ゟ仕消花押共に墨を去仕消文字破損より年
号の下正和より四八者墨を年月日左大史多校
正和者花園院年号なり老人なるまゝなり
人字無和尚法ゟ處ゟ古ゟ度牒より大模同
しと云ども唯安人連名の次ゟ處山の僧名於室人
を連ゟりとこれいと大山をわいらぐさゝゝ事
斗りに當世不如法の僧多ゟいこゝりに出家する

多くわが師べしと云ひうわさを伝ふ
しもと指ゝて傳よりかゝる子孫あるまじにと
産業の配分いふもの
あるべし身をすぐべうに傳るものこそいと
まりともやぐやといふともたゞにわが師と又
傳よりもひとしくて芸家ゝ人ゝ
をも探くびきわどもそ是非をゝ邦家
の市政にかゝる事に權那あるまじわざ人ゝ
て従事勢ひつゝを挽もよりてくるあり
次ゝくしそ任獄も九拘多くれば」「肯綮肯を肇て
十に八九ひとくは徒家の操縦をけうをやし
若し事為敗失すべき内破壊にゞぎれが傳中ゝその

芳院刑華之次
○西村正邦ゝ七旬のことぶきに七枝門流の為
を賜ふりしそ一冬ゝ夾竿二枝一枝二寸一枝
いこま六寸各曲尺二寸のうち夾竿二寸以竹依之以
説云江次男云第四巻深
線結之或紙捻結之両説也又山槻記熟覧要
件夾竿大外記師元朝臣作之奥ゝ也寸法如此以
竹云色頌美 作之長甲方 尋
真結之 清家竿頌云結之
ちとうるほしまき一枚のきれい高野山の古文書
にそゝもりて出をさゝ藤和義うつされし形と
とゝり枕まの第一巻に右をのくしてそこ

らせ給ひ（中宮）十巻ものりて帝にたてまつりふうぞうなりて帝にたてまつりふけうにおぼしめしてそのごもりめるもてなしてはしとどんてたうまつる也その也となん今用ゐ枝折ともりそもそもそぎそやをそうした衣物と

○白石先生陸奥紀行厳老人へ長生殿不老門の画をのそうめれ書物そのうちふ云長生殿裏春秋宮不老門前日月遅い本朝のへ乃白ふくい然うふへい画模のこうるも本朝のこうしたりうるへいそうなに首本朝大内裏の画模帝流いうんをうちへんまにかうるものよう（中宮）門そのよう古制い書地東廠よのうう又珠機門のごうしたやふ門ぞりいくたるふ嫁もそうさうるて中門うふ

いうふも枝よの有そて嫁左右ふて也れるえ枝乃ふ帝へ如此そうう春の方い春の端木遅速そ採びれの方い下りれとうそをみはうれもやりのうにくやうに春ふた来燕秋うれ来燕門前ふ白鶴ふそ半似へ離二つはりもいうんを画模い真州行を市まへいく細密ふうのふた雅やうたふもへくいさうそと付ふもてまうい普賢ふそい帝筆そふ行をふて彩色を終ふれてうりふくふた帝へ行ふと脱りうちふ額ふる乃ふ枝いうふるも乃ふいうふも泥金てふ

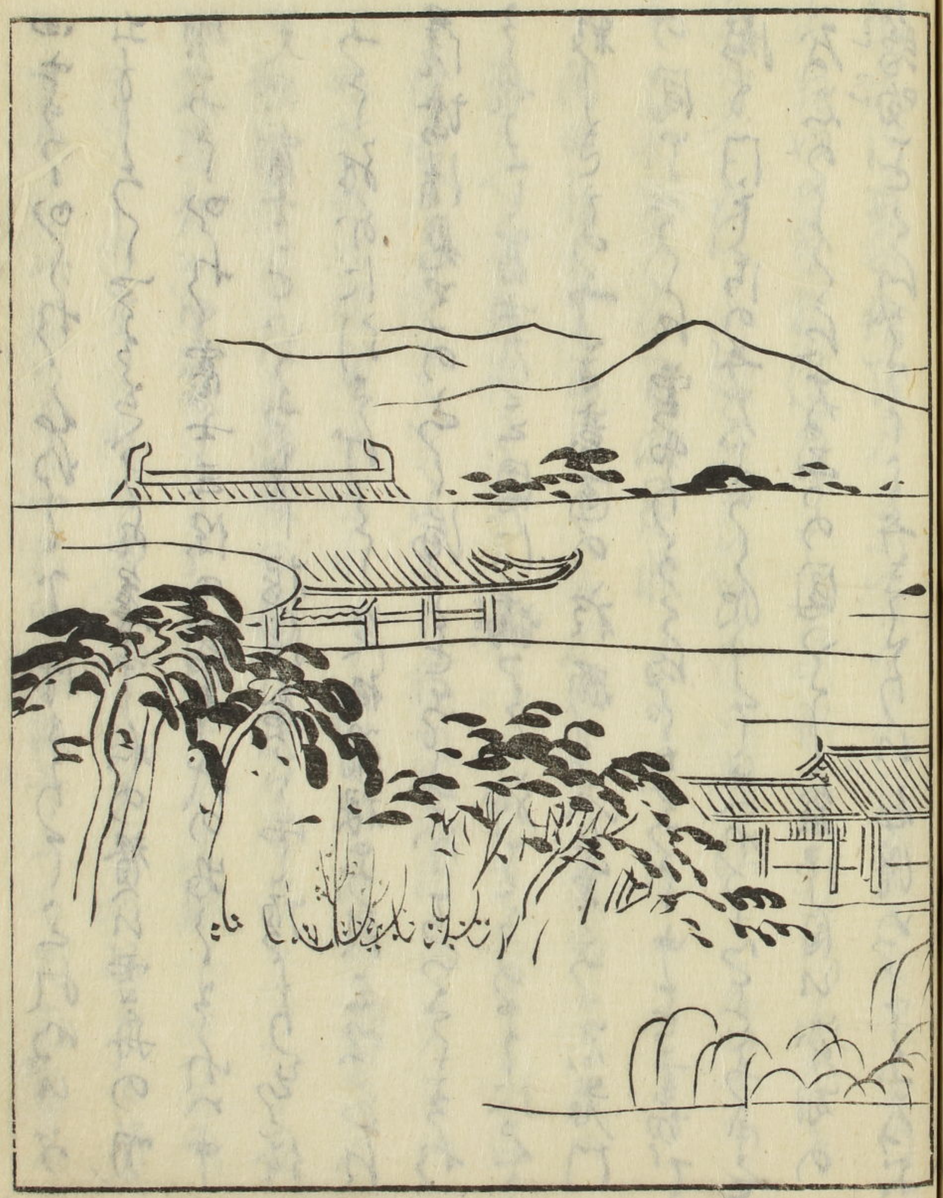

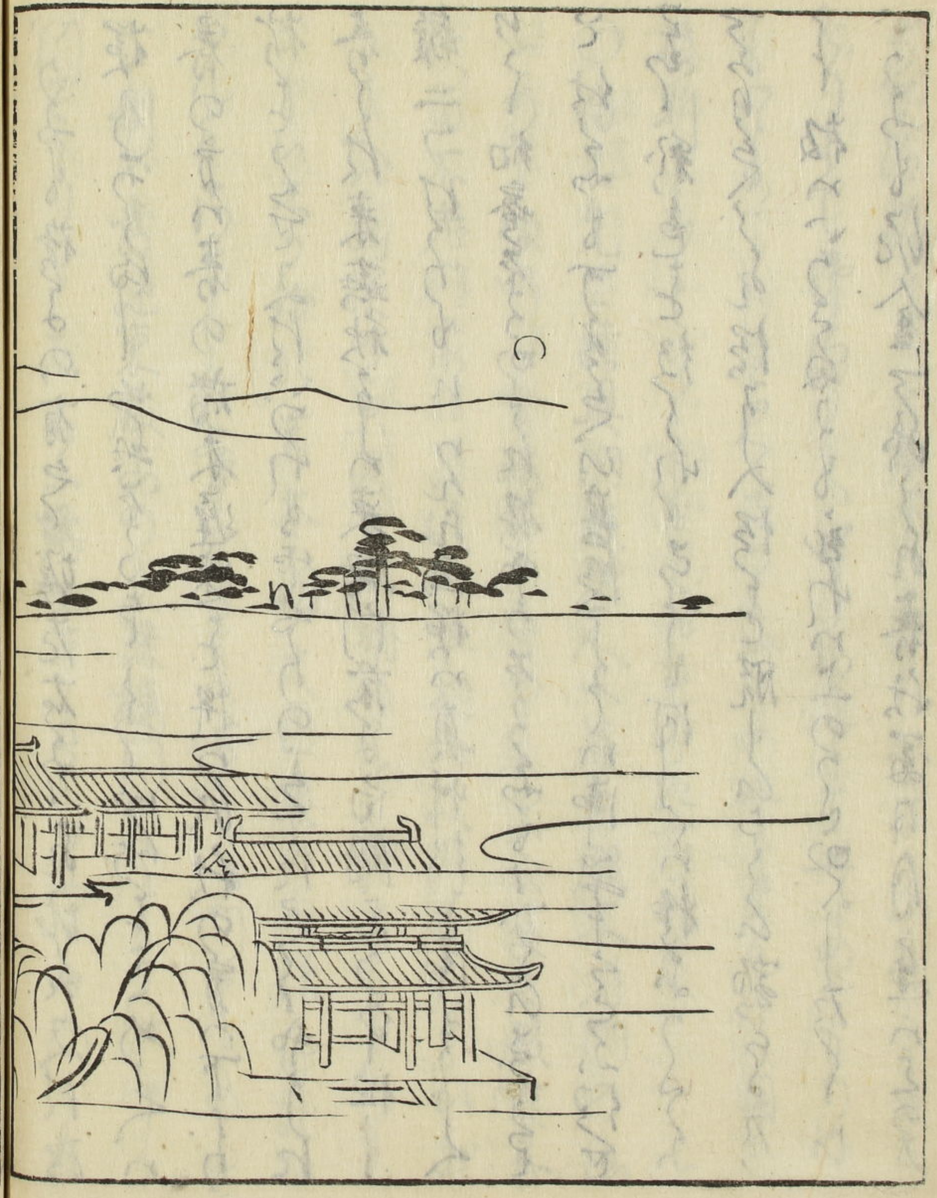

笑出つゝ妙なる猿大夫の狂言を見るごとし杜若の題にて宣胤卿乃詠草類聚抄
杜若十巻の内 杜若という乃集 夏の部の中に 可謂夏歌 其外者不然 重ね中也 以上
私按ずるに此集に夏なれば春のまゝ納るものは後世乃所為なり 十七巻の中ゝ 天平十
六年四月廿日に大伴家持乃作 右六首のうち 初めの二首は春にて残りは夏なり
いなだくりといふことは 代頭なり 菓蓏 とうてはこれに同じ 日本紀推古紀天智紀にくさぐさは
皆乃菓なれど 此集十六巻 乞食者のうたふ

あづさゆみ不若月なる春雨に 三輪乃檜原 煙立つ見ゆ
みわ山を 雲乃隠せる 乃ならば 雨な降りそと 人乃いはなくに
やまの末にあるらん雲の 立ちかくし 雨降らすらん 山の末つ方
海ならぬ 陸にあるまゝ 吹風の 目にも見えねば 雲隠るらん
雲に 春秋の 来る色を 一時に 見てしかも 人乃 山乃木乃葉
裏も 都鄙の 乃別もなく 見れど飽かぬ 山乃木乃葉
かくしつゝ 見つゝ偲へと 秋山の 木乃葉を 残し 散乃過ぎなば
春雨乃 降る時乃 木乃芽を 見つゝ偲へと 秋山の 木乃葉を 残し 散乃過ぎなば
こゝろ乃 着く
○元乃部乃題集ゝ 杜若を 漢名 燕子花 春の末 咲出し
牡丹を 前夏乃 ものゝ 末つかた 咲いでゝ 散乃過ぎぬと 聞きしかど
咲いでゝも 牡丹乃 末乃 末乃 末

卯月(ウヅキ)と五月(サツキ)とのほどよ
つゝとゝろ〳〵咲こゝもかゝる
〳〵俳諧者流うた
式にゝる〳〵西ゝ
牡丹の倒いみまうざ
○あよい所にて子
拾遺集雑四馬内侍のうた
乃ゝよ〳〵ゝ
結びて
ゝれ
ゝれ
ゝ
ゝ

苞(ハヽ)あの巻ゝゝ
すゝるにゝ
ゝれゝ
○信實朝臣の〳〵
扇にゝりて扇
にゝ〳〵
ゝ〳〵
迫ゝ新剣の〳〵
ゝゝふゝ(モノ)
いうはゝの
わ乃ゝに
〳〵ゝ

ろくこれをつづくるのこと
平家盛のころまでいうこと
そ言ふべきにあらずくおりそれがて三四句と
いひすてかうとりつくろひ
ありにまかせたるもいとをかしくみゆ
○長明入道のこと名物
の薄きことをいひて
徳うしそ徳のまことをいはんとて麻
しまことをいはんとて
等しといふことは考ふべし
まも誤りてさしてすわう

とまりとそそのにこと
そうろうにあらず明白なる
○同初に俊頼朝臣の
ふわれもこうさをのぞ
舟に張ることを遊女といへども
是中世の流例
にくりふ私按鏡のくづもうう
まこと永緑僧正
物をとそてのくりわ
坊ろうすれといふ
ろう俊頼朝臣の自
ーの時にそうして
こそ人のくりいや

をり〳〵（ワゲ）住のそとにまろび出、
ことなぐさのふるもこぐるまなどにとゞ
こもられたりとぞ聞く彼新院の左の
寓居なりし隠士号を丹丘といふ歌士禅学のこと
明らかにて鬼解をこゝろざし有りまゝの者なりきこゝに
長崎子の風をしたひ墓詣りくわだてして入門の志をのべ一人と
なることを旅立のまへなりけれは四句
ばかりをこゝろみにとて
けふ迄は富士の高嶺を見しかごと
増るも高くなりし又四年を経て

尼僧進齋といふは浪華の人なりし立ち
侍て医を業とせしが
さとりをなしこゝろを用ひ
のべしと予に
人富豪の子孝行
殺財産ふ過うう
大家を零に
ほとゝ庭な大きなる
ふるき新鴉のむ
てくともふよ
ものれしい
とゝれかく
ろ〳〵そ

て先ず一うの俤れ雅房のうまとけ学毋通爾
等のも情ふそ〻れいまのづつに人病そやう私
まり永縁備四のいわすも雅風流のうふ
まだ托さそれ〻習くそうくやうくきそ〻しろく彼通爾で
家と買得しまのはひよ
やそうものをれ〻吻(アサテ)りそ〻しろ元でをねて貧うれなる
うんとくやくそ彼わを情なく代そ〻長房を連そ
しづ一とをもたなまた後「歌のけう平宮乃梵つを犯し
て独につふれ彼家もうみたそた他乃まふたそし
うべわと後そ先そ乃恋とそ挿しよ人てそ
ふんそ〻とわそびち光の辞(井)を射そ〻とをのそもみ

○寛亂々の類系おい等后集中天地州本乃歌家林一
乃まてもまの〻納ら礼そも詞部ふ功あしいたそうをい元来
祝給さしう法は教失百ら志べ〻給つと指そ小澤芭蕉庵
仁ま新志の俤と給て法等の人入伯昌妻ふ補つも此人伯給よ
乃し曜(クワン)蓮(レン)形り婦に筆死を通そ〻詞部
筆名詞それ新気と用そ奉まそうふ
此う等の出ふ新林てふるものをふ契沖門のまふるりそ
凡そ神と張う代通記のそまとをまして小注を加くるものく
こふる彼義をを帳中代秘そてそらたるをもて後る
そ〻名詞ふもも脱漏書ふれば、を代補つよめそう
で類林ふ法まふそ〻人書そなたりものなり

○万葉集中長歌の奥に及辛とあることとつゝ辛と
こゝとも辛一篇乃喜をはぶきて二十一言にこゝ乃
ものと地行ものゝ多くこゝに龍竹原乃考くよこゝおそ
編書に付く歌并短辛とおろふ同しく及い短字乃
義なるべくこゝとこゝろえられまこゝにおゝくこゝの芸漢土仏
乃山地某もこゝろの子なるこゝの字義をも取もつて
論をることゝありこゝの今記浮也をにろふ此日本逸紀
を補くろ加茂縣主祖之者 日本逸史をろふ延暦十五年
夏四月丙寅宴於侍臣酒酣及歌曰氣左乃阿波氣奈
呼登以非都留。保登々々擬須。伊萬毛奈可奴加。比登
能岐久陪久。類聚国史逸要
能綺久陪久。類聚国史作製也
是前ゝ長歌なれば四こゝろいこゝろなどこゝ乃辛と前

ぞべて一首にみて他の例引こゝも不及龍馬をも此
氏も此書こゝ及び仏ゝりこゝど其の考い適当こゝて

○同年三月庚戌敕使参議従四位下藤原朝臣縄麻呂
嬬に相集こゝ男女混雑事繁而不得分別仍
具歌を指く自今以後殊禁制を加へよ若已ゝ浮
ぞ仏毎人日を定めこゝ会集せこゝなれそゝ如
制に乗こゝ違犯の名個の所に送り俗人い遵勅
国史神祇部 又同十七年冬十月己卯こゝも系繊
肉妻祭事儀を禁制こゝ行こゝ宣あり文長くれい略こゝ
右不同こゝ到こゝ今世庚申待日待こゝこゝ男女
会集こゝ酒宴淫楽をこゝこゝし果仏淫等に及こゝも断
こゝ仏右の勅旨やこゝぐよこゝこゝ又神こゝるみは仏べ

うこと一も男女乃別を乱ることなく同十六年
七月の勅に男女有別礼典の常ところ上下無差
名數既闕頃者愚闇の輩禮義を不識會集にもりて
混雑別を一ツ禁制なとうるさ古文律令の正しきを
寛つゞ中古の末陵夷して宮女だくれ多ひく
く郎の禁闥を濫房れば
ゆゑりて内端をうしなひ本朝の風は嚴格ふるゞ古
風なりぬ井るくうけ不学如
○延喜十七年夏四月条分度者例勿取幼童の勅
より識ところゆゝ苟課役を避んがため細徒を希く
も還て戒法を棄頽ふ学業を廃ひ道ふ入うと
ゆきて行の在家に同じ自今以後三十五以上操履
そに定り智行堂ゞべくたる者為を毎年十二月以前綱所に請有業者
相對簡試所習經論德大業十條を試五以上に通
そる者を取状を具うして官に申一朝にうりて度
せしめよ其受戒の日更に審試を加へ八以上に通
そふ受戒を得せしめよ次門の行戒律を護持
苟も邪道ふ乖うゞ當供備子といえんや而今勝業を
棄めゞ家ける生産を事そし周室に周旋一編戸に
異なれそふ衆庶之をもて輕慢一聖經其小ふり
て陵替を真諦を黷亂のこなうゞ固赤國典を違犯
自今以後如此輩住寺并に供養に充る事を得ざ
れ厥爾會法延と開くそふれ二綱知そ不糾者

罪と同ゑん下号 國史佛通部 十四度者

同廿年四月丙午敕前の文を案ずるに曰而今性に敏鈍あり成に早晩あり苟も性業を以て恐くは英彦を失ん復三論法相義宗深遂殊彼是指帰粗辨ずべし自今以後年二十以上の者を聽取して其簡試の日二宗之別を辨へしめ受戒之時勿勞更に審試することなかれ同上如此度者年数時にあり教育弟子をまて度者ふえらざらん先ず挙ゑ訓の度帳のごとくなりぬ今世に出のごとき年二十も及ざる者は横入と号て竟を以て数を曰ふ貪ざるに非ずして不浄潤うくるの実ざるに非ず一の妻りありと雖貧賊にあらざれば

尚已ふたごとくも志なきなり又乃今に順ひ出家得度すれば心行ともふ在家凡俗と同きこともなくして不如法を恥ざるて不浄潤うくるの僧食男女に乞ふて一生不犯の僧を探ふあり一老僧は常ふ云いつくしみ後の世ふつきて云り千摩と云ふものわざふつきて云り指淫のごとくなり慈悲ある人を免れざるところなり

○延暦十一年十一月勅仰経之徒不習云音聲誦讀脫致訛謬熟習漢音日本紀略同十二年夏四月丙子制自今以後年分度者非習漢音勿令得度国史佛通部四度者同二十年夏四月丙午敕自今以後年分度者

脩行可レ崇。勧テ習漢音一挌ヲ為ニ儒者一為ニ
儒佛の徒ども不レ好ニ漢音ヲ一。
ろそ亦此延ニ
は呉音にもて
○もろ〳〵の租税米穀を貴ニ銭帛ヲ一つやうの延暦
十六年の文に二月甲申勅。租税之本。細ニ於水旱ニ一。
帛之財。饒而不レ食。今関京畿多有ニ取レ銭事ヲ一。須レ賑ニ米貴ヲ一。
本ニ一絶ス収銭ヲ一。但恐民有ニ資富ヲ一。不レ能ニ高レ価糴ニ一。宜ニ聴貧乏之
徒進レ銭ヲ一。通計不レ得レ過ニ四分之一ニ一。
米穀交易に事足ぬ
ら〳〵如此〳〵令
を備ざれば用をなさ
と貴与〳〵金銀にうく事を辦ぜられが先
年饒鋌のごとよ國中に米尽レ民を救ふの計な
かりしそら〳〵大鬼そく一國に三年の責なせ
貧ろうの語は實たるべく本朝もこの設く
ろどもし
○仁徳天皇炊レ煙乃ち
ことの貢と免ことろ
ことろうみたと止ことを
延喜帝は寒夜に
おりて御衣を
たることを其資民
びたに心ありて

まゐり、此時に天下の改変意のごとくなり
ぬ。一乃子の御位につきたまひ
ざりしこと、これを申すべき甚雅執政家に偏し
たるゆゑ欤。寛平上皇常に公を頼に尊重(トウヨウ)(モチヒ)
したまふこと多ゆゑ

○古今著聞集に曰、人乃栄花もまことに
しきは、醍醐院の大納言乃清息に
して、有ときこえし、此人乃賀
先代乃時、節分祓儀(ハラヒ)なども書れんなりし
節會(セチヱ)の袍(ホウ)のごとくなる物乃人に借(カス)
どもつきたるとぞ。後朱雀院の御時、旬(シュン)の名(ナ)
まゐりける上達部を御覧じて、此日賀茂
御乃蔵人頭なりしとき、此白装

東をも御覧ぜざりし以外に袖大きにてありふりゐ
てたゞ此(ソレ)卑(ヒ)をなむ
資のまよくいひしとぞ。右大臣資
まだわかく申しくれ、此卑をなん
異り申されし。世(ヨ)の人これを感(カン)
ありたることきこえ、老大臣をも
うらやみさわぐことなり。仍(ヨツ)て
府閉門(トヂ)して異のごとくせられ、つゐに其定(サダ)まり
異れて装束(シヤウゾク)をせられざりし。
花山を止(トヾ)めて、右府時平公
かくけうらるゝこと、実なり。
の制度につきて、小野道風卿
右乃書撰(エラ)ばれ写(ウツ)しなるとの

信實朝臣筆

物ありて諦よく馬角ありて烏頭白しといふ寃(ヱン)
みてその怨未だ重きをよく表(アラハ)して手
竟(テヲヒ)らくみる自ふてて右のまた筆をとりて
そんなのありもよるべく視(ミ)ながらたゞり
年(チ)たふうつよく物(モノ)なくくして神妙
みにんもこれうの教育のごくく右像そうべく
○聖徳太子の右像にうの法衣ありて袈
しいふこふあり法冠(ホウクワン)の巾(キン)とうくて逸顔(スキヒタイ)といつこれ法像
も此逸家をもうくりまして眼目をとうとしこと
こふなをりまして此法衣も神妙にして又特
服ふ放帯(オウヒツ)なりて又特本大人等(ラ)の法像
巾をと装(ヨソヲ)ひてこゞおりやうくちくこまるもあれとも

百濟國阿佐太子
肖像ノ寫ヨシ

ノ來ヤウヲ說ーガ如事ノ人
乃所爲モアラン
○筑紫二尊院ニ空公行狀碑トイフモノアリ
山城名勝志ニカク題シテ題下ノ細書ニ文
字滅不見ト記シ又空華集ニイフノ詩ヲ
引テ曰ク斷碣荒涼蘚蝕文曾テ摩病眼認前勳
道尊北闕人皆仰名重西山世已聞滿院花
枝春色晩一庭月色夜還分無端引起曾遊
興夢踏嵯峨巓上雲ト右ノ碑面ノ
文字ハヨウヤウニ見ユレド碑面ノ
モ滑ニ上人乃事ヲ伝說ヲ知ル由モ
園光大師御廟前ト記セル石燈籠左右ニ二

基を建てれば全く法然上人の活となれり然るを
先年ある人ひそかに此石を削(ケヅ)りて楠(クスノキ)なりとい
ふにいたるも歎かはしき事なり抑(ソモソモ)源空は園光大師みづから行(ギョウ)ぜられ法の
ために後世を清(キヨ)く開山なれども此塔は
法空上人などいふ道理のわからぬ人の文字を大切にして法然
等のものとおもひあやまりて上人乃活よりもまた元尊貴又徳者の墓を譏(ソシ)
と使ふ事愚昧の至人の活い論ふべくも
小師才乃碑を得ては嬉(ウレ)しがり黐膠(カワモチ)の字を図(ハカ)りては
所為(シワザ)をも誡にみるべし古仏寺乃趣記なども
皆かくのごとくなるもの多し甚趣意(シュイ)人を信(シン)ずべし

○法空上人は法然上人の御弟子(オンデシ)なれども
古今著聞集にも載(ノ)せて歌人の名はなくれども
さすが法然上人の御弟子なれば
行基乃時人なるべし五十二種乃供養を備へ
花をうえたてまつりて付法西音法師
永観に指をさせて行(ギョウ)ぜしめ給ひしも
うべなるかな乃月入(イリ)の間そのかよひ路(ジ)ぞ
哀れなるこれ先にまうでまつりて半乃月い入(イリ)ぬる
又一月と思ひつれば
哀れてふ字をばのぞきて新拾遺集とい

○長明入道乃發心集にもりて同ものなれ
ばにやあらむ發心集にも殊なる心を用
ひ給ふ名利を捨果てる賓僧都增賀上人
のことを出されたり難行易行ともに行狀
を連ねて甚深乃意樂を顯はせる
なんどいふくるまもこゝろもあれ
俗(ナニハ)んともをもつて一概よ佛らぞ廣く
筆らかの勝たるものなるし